

菰野町都市マスタープラン

全体構想 (案)

令和 2 年 1 月

1. はじめに	1
1-1 都市マスタープランとは	1
1-1-1 目的と役割	1
1-1-2 位置づけと計画期間	1
1-1-3 都市マスタープランの構成	2
1-2 本町を取り巻く社会状況の変化	3
1-2-1 超高齢・人口減少時代の到来と地方創生	3
1-2-2 急速な人口減少・高齢化を背景にした都市構造再編の必要性	3
1-2-3 災害に強い都市の形成	4
1-2-4 交流社会の実現と都市・地域の活性化	4
1-2-5 低炭素型・循環型社会の形成	4
1-2-6 都市経営の効率化と新しい公共の創造	4
1-2-7 ニーズの多様化・広域化	5
1-3 本町の特性	6
1-3-1 概況	6
1-3-2 人口動向	7
1-3-3 産業	8
1-3-4 都市計画・土地利用規制	9
1-3-5 土地・建物利用	10
1-3-6 都市施設等（道路・交通、公共施設等）	11
1-3-7 防災	12
1-3-8 環境	13
1-4 今後 20 年間で予測される変化	14
1-4-1 人口減少時代への突入	14
1-4-2 薩野 IC 周辺の市街化が進展（産業系・住居系）	14
1-5 まちづくりの課題	15
1-5-1 薩野 IC 開設による波及効果を地域の活力や環境の充実に活かす	15
1-5-2 人口減少時代を見据えた持続可能なまちづくり	15
1-5-3 豊かな自然・田園環境の保全・活用	16
1-5-4 地域に活力を与える産業振興のための基盤づくり	16
1-5-5 安全安心なまちづくりの推進	16
2. まちづくりの基本的な方針	17
2-1 まちづくりの基本的な考え方	17
2-2 まちづくりの基本的理念	17
2-3 まちづくりの将来像	18
2-4 まちづくりの目標	19
[1] 薩野 IC を新都市拠点とした多極ネットワーク型のまちづくり	19
[2] 健やかな子育て環境を創出し、暮らしやすさを実感するまちづくり	19

[3] 豊かな自然環境の中で、菰野の田園文化を活かしたまちづくり	20
[4] 産業の活性化と活発な観光交流を育む活力あるまちづくり	20
[5] 人も企業も安心して生活・操業できる安全・安心なまちづくり	20
2-5 将来都市構造	21
2-5-1 将来都市構造の基本的な考え方	21
2-5-2 将来都市構造の基本構成	21
2-6 将来フレーム	29
2-6-1 将来人口	29
2-6-2 土地利用面積の設定	30
3. 分野別的基本方針	34
3-1 土地利用の方針	34
(1) 土地利用の方針.....	34
(2) 土地利用の規制・誘導に関する方針	36
3-2 生活環境の充実方針	39
(1) 生活サービス機能	39
(2) 公共公益施設等.....	39
(3) 上下水道	40
3-3 交通施設の整備方針	41
(1) 都市活動を支える体系的な道路網の確立	41
(2) 安全で快適な道路環境の整備	41
(3) 利用しやすい公共交通の充実	42
(4) 広域交通の増加に対応する総合的な交通対策	42
3-4 都市・田園環境の保全方針	44
(1) 水と緑のネットワークの形成	44
(2) 自然環境の保全.....	45
(3) 公園の適切な配置と緑化の推進.....	45
(4) 良好的な景観の形成	45
(5) 循環型社会の実現	47
3-5 防災まちづくりの方針	49
(1) 地震・火災対応.....	49
(2) 水害対策	49
(3) その他の対策	49
3-6 観光まちづくりの方針	51
(1) 湯の山温泉地区の活性化	51
(2) 自然を活かした観光振興	51
(3) 広域的な誘客を視野に入れた観光振興を支える機能の誘導.....	51
(4) 観光ネットワークの整備	51

1. はじめに

1-1 都市マスター プランとは

1-1-1 目的と役割

都市マスター プランとは、本町の現状やまちづくりの課題、町民ニーズ等を踏まえて、本町全域及び各地域の将来のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けたまちづくりや地域づくりの基本的な方針を示すものです。また、都市マスター プランは、個別の計画相互の整合性を図るとともに、まちづくりを行う際の具体的な施策・事業である都市計画やまちづくりに関する個別計画の根拠となる役割を担っています。

本町の都市マスター プランは、町民参加によって策定し、「本町の望ましい将来像」を町民と行政が共有することによって、まちづくりへの町民の理解を深めるとともに、その共通の目標に向かって協働してまちづくりに取り組むためのものです。

1-1-2 位置づけと計画期間

(1) 位置づけ

都市マスター プランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）のこと、「菰野町総合計画」と並びに「三重県都市計画区域マスター プラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」の内容に即して定められます。

なお、本町では一部地域が都市計画区域外となっていますが、町全域をひとつのまちづくりの単位と考えているため、都市計画区域外についても区域内と同様の方法でまちづくりの方向性について検討します。

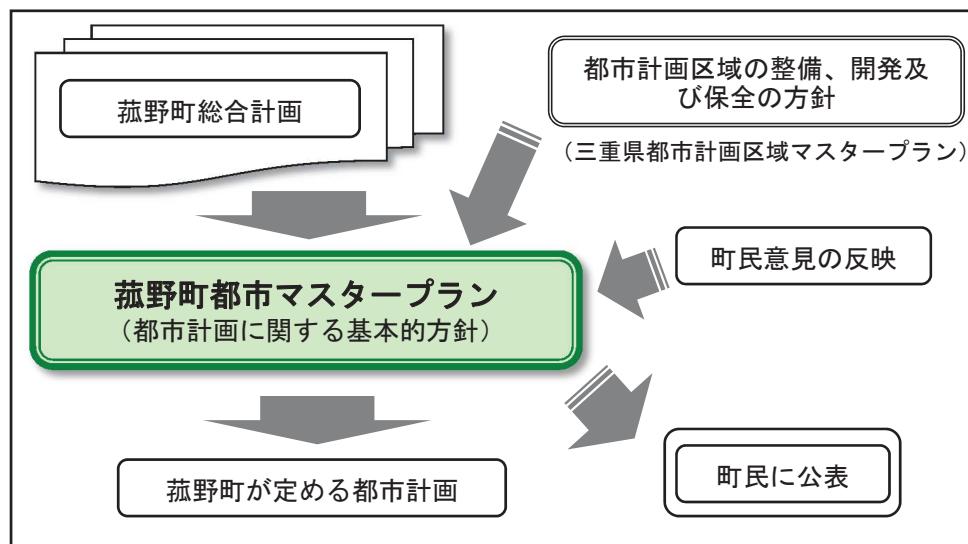


図 1-1 都市マスター プランの位置づけ

(2) 計画期間

都市マスタープランは計画実施年次を令和2年とし、概ね20年後の望ましい都市の姿を見据えた上で、約10年後の令和13年を目標年次とするものです。ただし、社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際は、必要に応じて計画の見直しを行うことができます。

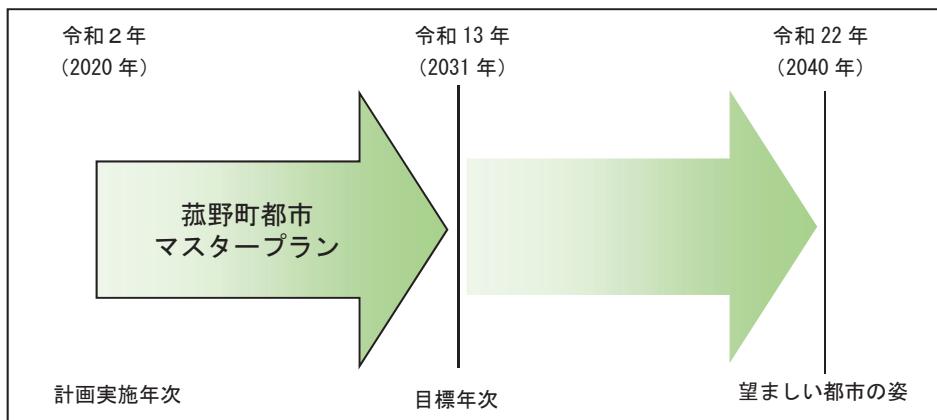


図1-2 都市マスタープランの計画期間

1-1-3 都市マスタープランの構成

都市マスタープランは、はじめに町全体のまちづくりを示す全体構想を定め、それを受け、各地域のまちづくりの方針を示す地域別構想について整理しています。

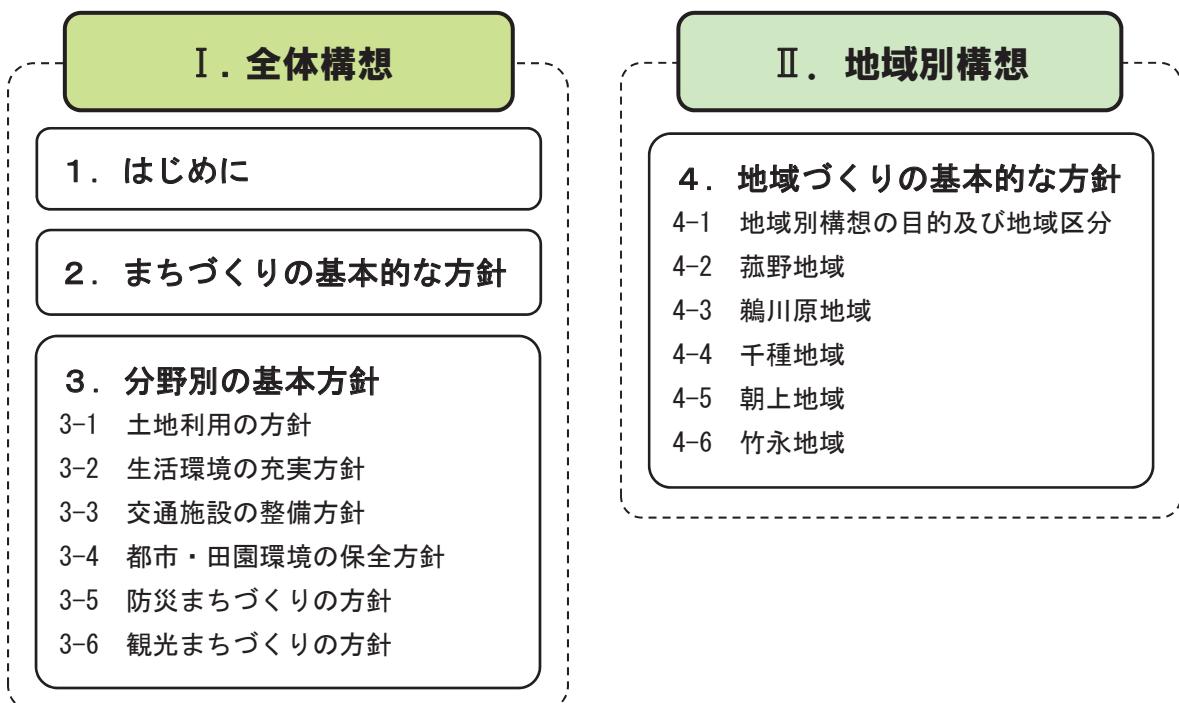


図1-3 都市マスタープランの構成

1-2 本町を取り巻く社会状況の変化

1-2-1 超高齢・人口減少時代の到来と地方創生

我が国の人団は平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、令和元年 5 月 1 日現在の総人口は 1 億 2,618 万人となり、減少幅も拡大しています。自然増減も 12 年連続で減少となり、その幅は拡大しています。一方、社会増減は外国人の増加の影響で 6 年連続の増加となっています。都道府県別にみると、増加は東京都や沖縄県など 7 都県となっており、自然増は沖縄県のみとなっています。三重県でも人口減少がみられ、減少率は前年比で 0.46%（平成 30 年）となっています。

また、65 歳以上の老人人口は、昭和 25 年（4.9%）以降一貫して上昇が続いており、平成 30 年には 3,557 万 8 千人となり、その割合も過去最高の 28.1%（三重県は 29.4%）となっています（平成 30 年 10 月 1 日現在）。

こうした少子高齢化の進展に伴う加速度的な人口減少の進行及び高齢化の進行、若年層を中心とした人口の東京圏への一極集中によって、多くの地域の衰退・消滅が懸念されていることを背景に、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定される等、全国各地で「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を基本的な考え方とした取り組みを進め、将来にわたり活力ある社会の維持が求められています。

資料：総務省統計局、平成 30 年我が国の人団動態／厚生労働省

1-2-2 急速な人口減少・高齢化を背景にした都市構造再編の必要性

我が国の都市構造は、人口増加を背景に拡大を続けてきましたが、急速な人口減少・高齢化、地域産業の停滞等を背景に、地方自治体における厳しい財政状況のもとで、拡散した居住者の生活を支える公共サービスの維持が困難になり兼ねない状況を招くことが危惧されています。

このため、各自治体では高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保すること、子育て世代等の若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害に強いまちづくりの推進等が求められています。

さらに、人口減少等の急速な進行に伴い、多くの都市で空き地・空家等の低未利用地が都市全体にランダムに発生する「都市のスponジ化」が顕在化しつつあり、中心市街地の空洞化といった問題の深刻化が懸念されます。

こうした都市が抱える諸問題に対応するためには、長期的な観点から、都市構造への再編を視野にいれた無秩序な市街地拡大の抑制や、計画的な土地利用の整序化・集約化、都市機能や人口密度の維持、各拠点間の連携強化等により、経済活動の活性化の実現が不可欠となっています。

こうした背景をもとに、平成 26 年には都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法が改正され、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導や、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことによる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取り組みが全国の多くの自治体で進められています。

1-2-3 災害に強い都市の形成

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を上回る規模で人的・物的被害をもたらし、安全・安心に対する社会的要請は一層高まることとなりました。東日本大震災による教訓として、「減災」の考え方方に立ったまちづくりや、構造物に頼るのではなく、避難を基本とした対策の重要性が指摘され、改めて防災教育の重要性や自助・共助の重要性が認識されています。

また、地震及び津波以外の台風や集中豪雨による洪水や既成市街地内における火災等、様々な災害リスクへの対応や、エネルギー供給や物流、その他の幅広い経済社会システムにおける危機管理への意識は高まってきており、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を進め、災害に強い都市構造の構築による国土の強靭化を推進することが重要とされています。

1-2-4 交流社会の実現と都市・地域の活性化

我が国の経済は、輸出型産業が支える構造を主としてきたため、世界的な金融危機に端を発する景気の後退や円高の進行、原油・原材料価格の高騰、新興国の製造拠点としての伸長等による影響は大きく、また、インターネットの普及等によって、さらにグローバル化が進んでいます。

一方、観光立国推進基本法の制定以降、観光産業は我が国のかつて強い経済を取り戻す極めて重要な成長分野として位置づけられ、急速に成長するアジア諸国をはじめとする世界の観光需要を取り込み、地域活性化、雇用機会の増大等の効果、世界中の人々が日本の魅力を発見し、伝播することによる諸外国との相互理解の増進等が期待されています。令和 2 年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックや、令和 7 年大阪で開催予定の国際博覧会は、我が国の魅力を強力に発信し、積極的に訪日外国人旅行者を呼び込む機会として、地域が一丸となって個性あふれる観光地域を作り上げ、活気にあふれた地域社会を築いていくことが求められています。

1-2-5 低炭素型・循環型社会の形成

今日の環境問題は、ごみや有害化学物質、大気汚染、河川の汚濁といった身近なものから、地球温暖化やエネルギー制約といった地球規模のものまで幅広く、様々な対応が求められています。

我が国では、地球温暖化やエネルギー制約への対応として、都市における低炭素化を促進するため、産業施設や事業所等の単体を対象とした対策だけではなく、都市全体の面的な広がりを対象として対策を講じていくことが必要とされ、都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進、緑の管理や未利用エネルギーの利用促進、建築物の低炭素化等を推進することにより、都市の低炭素化を推進し、持続可能な都市の実現に向けた「低炭素型のまちづくり」、「エネルギーの効率的な利用を考慮したまちづくり」、「自然との調和が図られたまちづくり」が求められています。

また、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを見直し、物質循環を確保して天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現が急務とされる中、都市における廃棄物の削減や再利用等にとどまることなく、周辺の自然環境と一体となった資源循環型のシステムを構築していくことが求められています。

1-2-6 都市経営の効率化と新しい公共の創造

人口減少や少子高齢化の進行により出生率の低下や社会を支える世代が減少することで、医療や介護、福祉に要する経費が増大し、これに伴って投資的経費は大幅に減少しています。

また、高度経済成長期に整備された都市基盤等の既存ストックが更新時期を迎つつあり、

今後、維持管理・改修更新費も増大することから、都市経営コストの効率化が求められている等、持続可能な都市の実現に向けて、選択と集中による公共投資の効率化、既存ストックの有効活用や適正管理等が求められています。

このため、地域の役割と自主性の拡大を図り、地方自治体が自らの判断と責任において行政を運営していく地方分権への取り組みが進められています。

一方、町民のまちづくりへの意識が高まるなか、高度化・多様化する町民ニーズに適切に対応していくために、行政は自らが担う役割を重点化し、町民や事業者等と協働していくことが必要となっており、「新しい公共」の概念のもと、行政がこれまで行ってきた公共サービスは、今後新しい公共の形として多元的な主体によって担うことが求められています。

1-2-7 ニーズの多様化・広域化

情報化社会の急速な進展や男女共同参画社会の推進等を背景に、国民のライフスタイルは変化し、それに伴うニーズは多様化してきており、医療・福祉、産業、健康、子育て等の様々な分野間及び広域自治体間との連携の中で、多様なニーズに応えられる暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

また、社会の成熟化は、経済的豊かさから心の豊かさを求める価値観へと多様化し、都市住民や若者の間で地方での生活を望む意識の高まりも見られ、新たな人の流れが生まれてきているほか、結婚や出産後も仕事を継続し、キャリアを積んでいくことを希望する女性や、退職後も健康であれば働き続ける意向を持つ高齢者等、ライフスタイルや仕事の希望を実現できる経済社会システムの構築が今後さらに必要とされています。

そのほか、SNSの活用や東日本大震災等を契機とした災害ボランティアへの参加の増加等、若者を中心として新たなコミュニケーション機会の拡大が進む一方で、地方都市等においては若者の流出や高齢化等により、地域コミュニティの弱体化が進んでいる等、世代間や地域間交流の減少、地域の文化・伝統の伝承が困難となり、地域に対する町民の愛着の喪失といった問題も懸念されています。

今後の地域づくりにおいては、自助、自立を第一としつつも、自助、共助、公助のバランスを取り、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進めていくことが求められています。

1-3 本町の特性

1-3-1 概況

本町は、三重県の北西部に位置し、面積 107.28 km²、西は滋賀県、北はいなべ市、東と南は四日市市に接しています。また、名古屋市中心街へは約 40km の位置にあります。昭和 3 年に町政に移行し、昭和 31 年 9 月 30 日に鵜川原村、竹永村と合併しました。翌 32 年 1 月 15 日には、朝明村（朝上村と千種村が昭和 30 年 4 月 1 日に合併）と合併し、現在の菰野町となりました。

また、三重県において北勢地域と呼ばれる地域にあり、四日市市の一部、本町の一部、朝日町、川越町の 1 市 3 町で構成される「四日市都市計画区域」に属します。

四日市都市計画区域は、県内最大の産業集積地域であるとともに最大の都市圏であり、都市機能が集積し、県北部の中で中心的役割を担っています。

地形は、西から「山地－台地・平地」となっており、西側の山地は標高 1,000m 以上の山々が連なり、急斜面が形成されています。台地・平地については、朝明川、海蔵川、三滝川が作った河成低地が鈴鹿山麓に広がっています。

気候は、比較的温暖で、年間平均気温が 15.9°C、平均気温の最高が 8 月で 27.2°C、最低が 1 月で 5.3°C となっています。また、最高気温は 35.2°C（8 月）、最低気温は -5.6°C（1 月）となっています。

年間総降水量は 2,369.0mm、年間降水日数は 146 日、一日最大降水量は 146.0 mm（9 月）となっています。また、月別の総降水量が最も多いのは 6 月で 447.5mm となっています。（出典：平成 31 年度 菰野町町勢要覧 「気温と降水量／平成 28 年」）



図 1-4 三重県における本町の位置



図 1-5 色別標高図

資料：地理院地図（電子国土 Web）（国土地理院）を用いて作成

1-3-2 人口動向

人口・世帯数は、平成 27 年 10 月現在で、人口 40,210 人・世帯数 14,423 世帯です。全国的には人口減少時代に突入しているものの、本町は社会増加によって人口増加を維持しています。老人人口比率は 25.4%（平成 27 年）と全国平均を下回る水準ですが、21%を超える超高齢社会の水準に達し、少子高齢化傾向も継続しています。平成 27 年における昼夜間人口比率は 85.2 で、昼間人口に比べて夜間の方が約 6,000 人多くなっています。

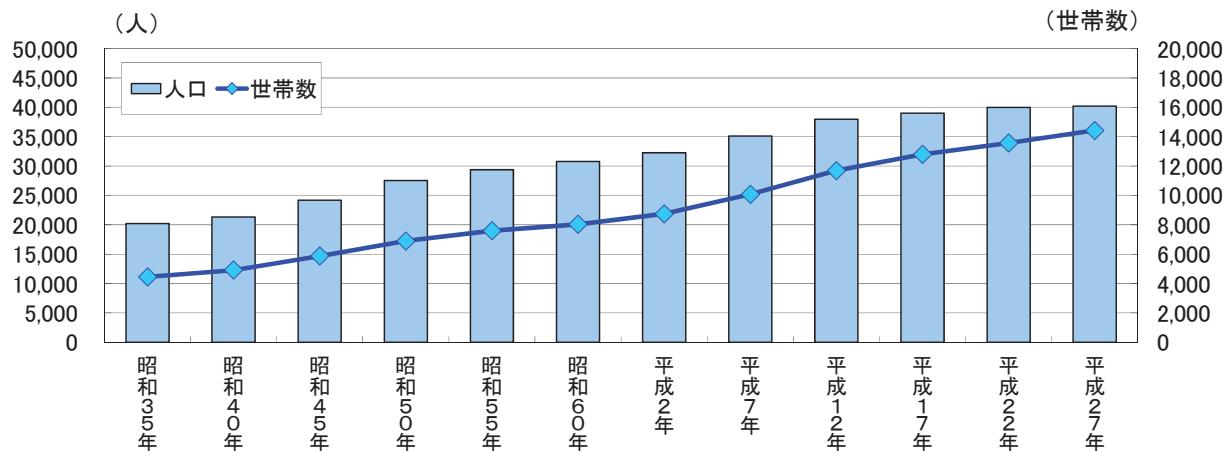


図 1-6 人口及び世帯数の推移

資料：国勢調査

表 1-1 人口動態の推移（単位：人）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
自然動態	出生	424	363	327	310	376	424	333	346
	死亡	191	249	224	245	261	281	310	379
	増減	233	114	103	65	115	143	23	-33
社会動態	転入	1,489	1,343	1,164	1,264	1,830	1,782	1,852	1,381
	転出	1,365	1,112	842	1,063	1,190	1,512	1,446	1,305
	増減	124	231	322	201	640	270	406	160

資料：住民基本台帳人口移動報告

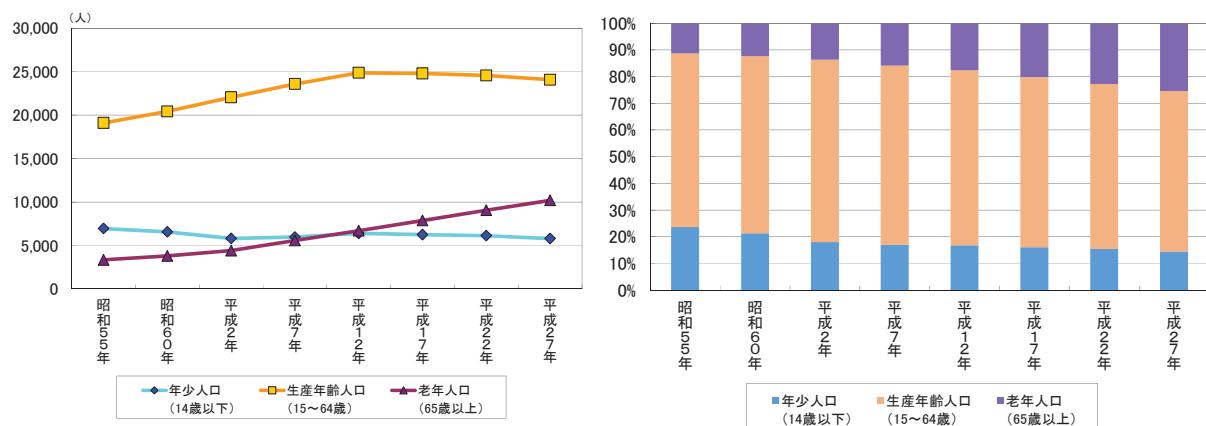


図 1-7 三階層別人口及び割合の推移

資料：国勢調査

1-3-3 産業

本町の産業の中で、付加価値額（企業単位）が最も高いのは製造業で13,887百万円（平成28年）となっていますが、事業所、従業者数及び製造品出荷額は平成20年以降概ね横ばい傾向にあります。

農業については、就業人口、農家総数、農業産出額、耕地面積、いずれも減少傾向にあります。

商業については、商品販売額は平成16年以降再び上昇傾向に転じていますが、店舗数・従業者数は減少傾向にあります。町民アンケートでは、買い物の利便性が高いと考える人と低いと考える人に二極化している状況もあります。

観光客入込み数は、平成29年度に2,454,153人であり、平成20年度の1.3倍に増えました。その内訳をみると、日帰りが2,227,843人、宿泊が226,310人で、観光客の大半を日帰り客が占めています。また、本町の観光客入込み数の約70%を占める年間100万人台を維持する湯の山温泉は、本町を代表する観光地となっています。

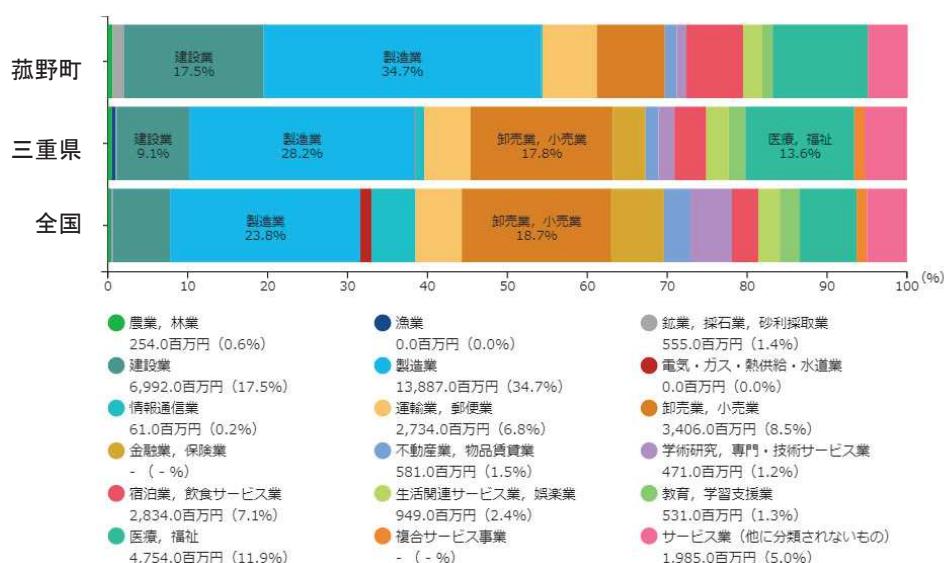


図1-8 平成28年産業別付加価値額（企業単位）

資料：地域経済分析システム（REASAS）

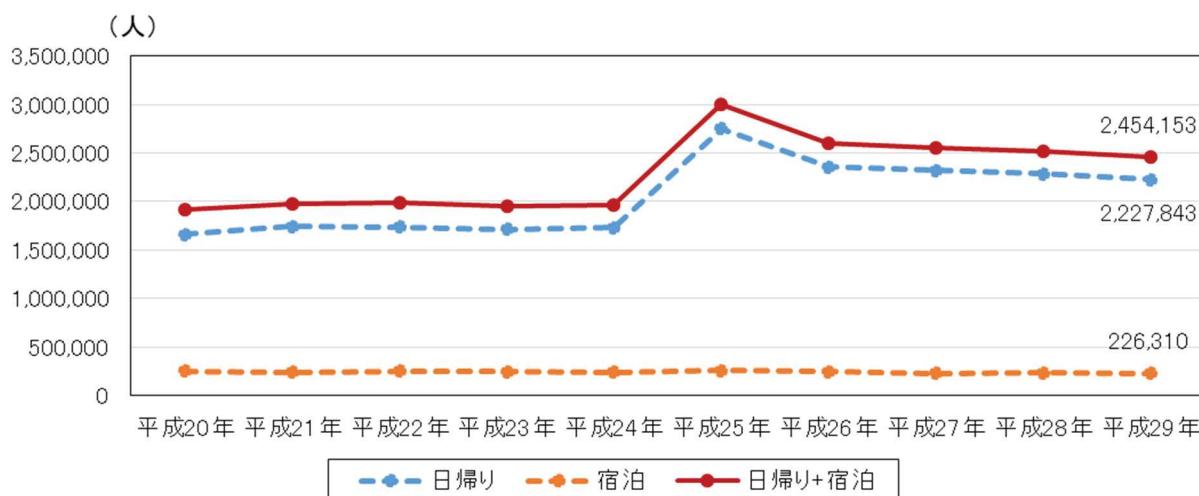


図1-9 平成20年～29年観光客入込み人員調査票（単位：万人）

資料：菰野町内観光地別観光客入込み人員調査票

1-3-4 都市計画・土地利用規制

本町は、四日市都市計画区域に属しております。面積 25,189ha のうち 3,687ha が本町の都市計画区域になります。これは、町域の約 34%にあたります。また、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の線引きにより 367.9ha が市街化区域に区分されています。

用途地域は、住居系用途地域の指定が全体の約 80%を占めています。工業系用途地域は工業専用地域が千草工業団地に指定されており、全城 40.9ha が特別工業地区に指定されています。商業系用途地域では、近隣商業地域が指定されており、そのうち宿野地区（10.8ha）に地区計画を定めています。

また、本町では、土地利用に関連する規制区域として都市計画法に基づく都市計画区域の他に、農振法、森林法、自然公園法に基づく区域が指定されています。

表 1-2 都市計画区域

						用途地域		建ぺい率 (%)	容積率 (%)
行政区域 面積	10,728	都市計画 区域	3,687	市街化 区域	367.9	第一種低層住居専用地域	26.0		
						第二種低層住居専用地域	4.3		
						第一種中高層住居専用地域	68.1		
						第一種住居地域	137.0		
						第二種住居地域	33.2		
						準住居地域	21.7		
						近隣商業地域(地区計画区域)	36.7(10.8)	80(60)	200
						工業専用地域(特別工業地区)	40.9(40.9)	60	200
都市計画 区域外		7,041		3,319.1					

資料：平成 28 年都市計画基礎調査

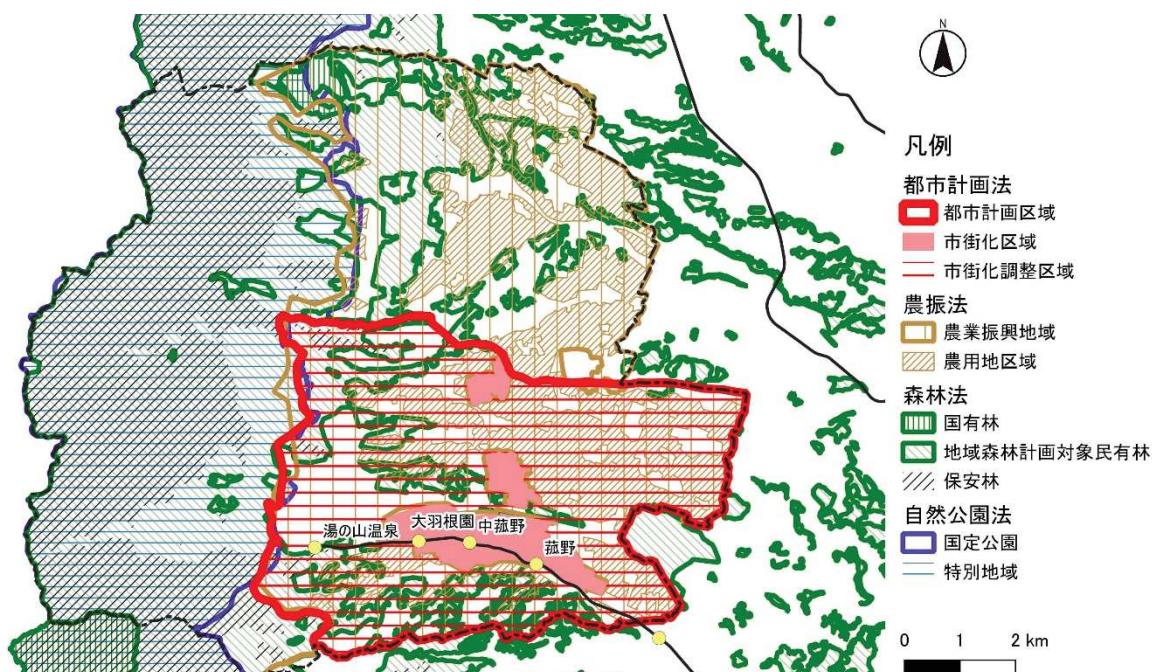


図 1-10 個別土地利用規制法の指定状況

資料：国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省）

1-3-5 土地・建物利用

本町の面積の8割近くが山林、原野、農地で占められています。平成21年以降、都市計画区域内では新名神高速道路の建設に伴い、大規模な土地利用の転換が進展し、主に農地・原野が転用されました。

新築は市街化区域に集中しているものの、宅地開発を含めて、市街化区域外の各所でも実施されています。町民ニーズとしては、計画的な土地利用誘導・規制を求める町民が多くなっています。

また、近年の動向として、太陽光発電施設や空家が増加傾向にあります。

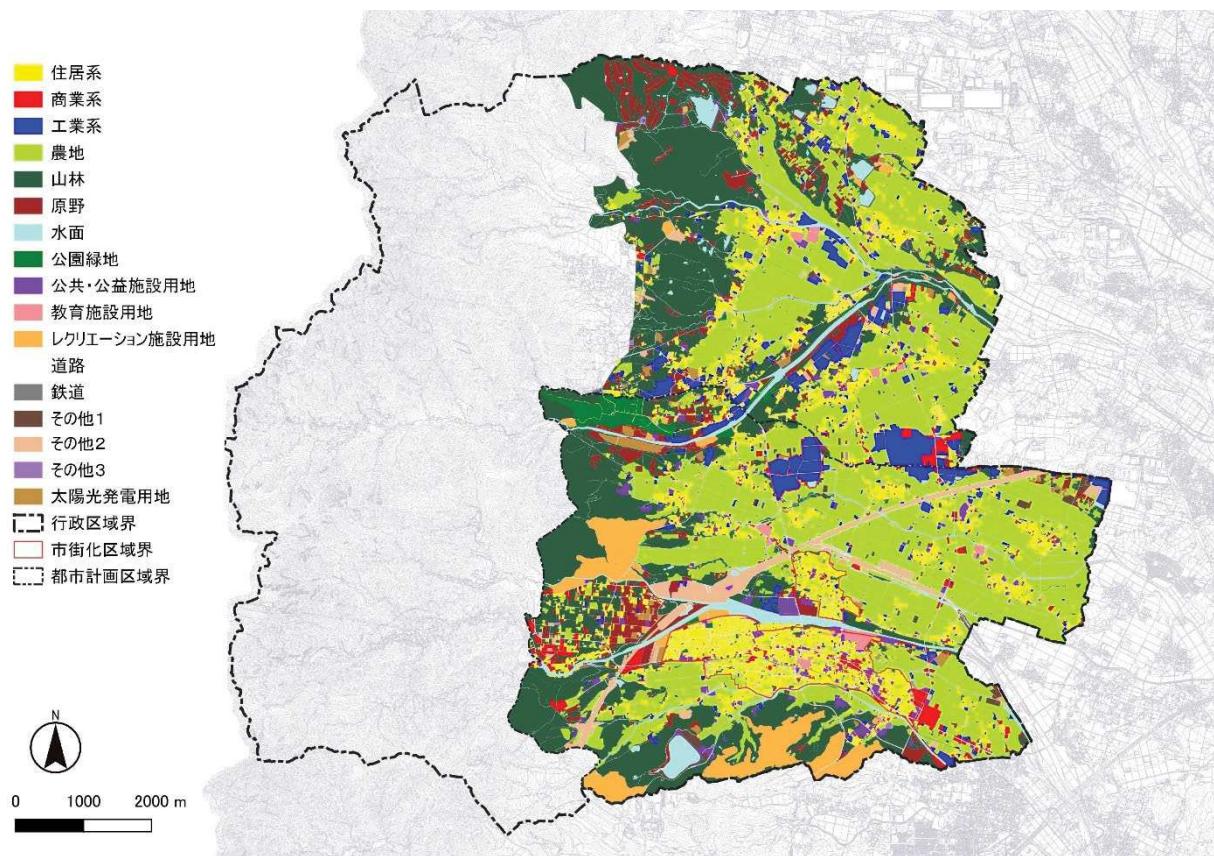


図1-11 土地利用現況図

■凡例の「その他」に含まれる用途

その他1：農林漁業施設用地（農林漁業用倉庫、集出荷場、カントリーエレベーター、畜舎、温室等）、急傾斜地等建築不可能な空地 ※建物が付属建物の場合は、主の土地利用に含める

その他2：現況宅地で未利用地、改変中の土地

その他3：平面駐車場（付属のものを除く。）、建物跡地等

資料：平成30年度都市計画基礎調査



図1-12 住宅総数及び空家数の推移

1-3-6 都市施設等（道路・交通、公共施設等）

広域幹線道路は、南北軸を形成する国道306号及び県道四日市菰野大安線（ミルクロード）、東西軸を形成する国道477号があり、災害時の緊急輸送路にも指定されています。都市計画道路の改良率は83.3%であり、三重県の改良率75.1%に比べて高い水準にあります。

既存道路については、歩道整備による安全確保等、道路環境の改善が課題として残されており、他の分野の施策と比べて町民の満足が低い状況にあります。

路線バスは2路線が運行され、コミュニティバスの「かもしか号」が9系統（うち、2系統が休止中）、平成30年からは「菰野町のりあいタクシー」も運行しており、公共交通網の改善の取り組みが進んでいます。

公共施設については、役場本庁舎や四日市西警察署、菰野町消防署のほか、スポーツ・文化施設が、菰野・鵜川原・千種地域の都市計画区域内に立地しています。公共施設のうち建築後30年以上を経過している施設は全体の45.8%、建築後30年以上を経過している施設のうち75.1%が学校教育系施設となっています。（菰野町公共施設等総合管理計画）

汚水処理人口普及率は90.1%、上水道普及率は99.9%（平成30年）に達しています。

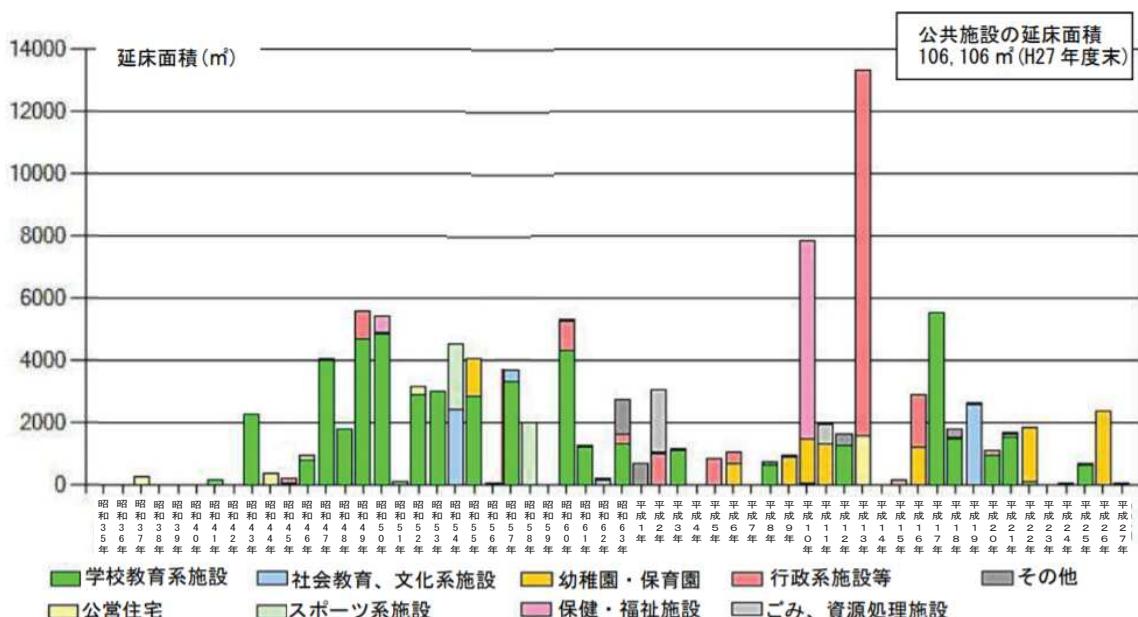


図1-13 公共施設の延床面積と建築年

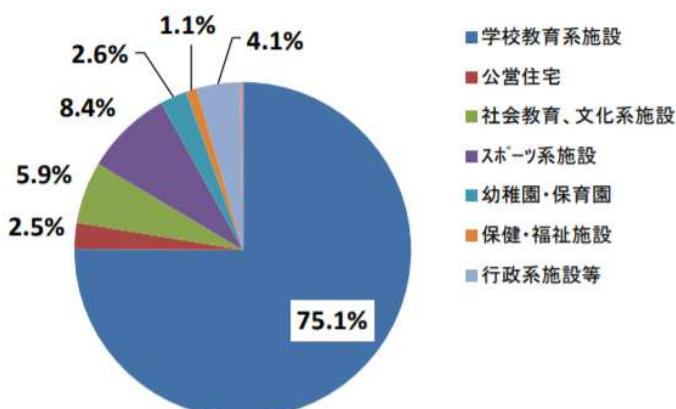


図1-14 建築後30年以上の施設の分類別の割合

1-3-7 防災

本町においては、南海トラフ地震や活断層（鈴鹿東縁断層帯）による地震リスクや、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域・特別警戒区域、浸水想定区域等水害リスクが想定されます。

町民アンケートにおける防災について必要な事柄として、「緊急車両が通れる程度の狭隘道路の整備・拡張」や「避難場所の充実」が高く、町民からは緊急時に安全に避難できる環境が求められています。

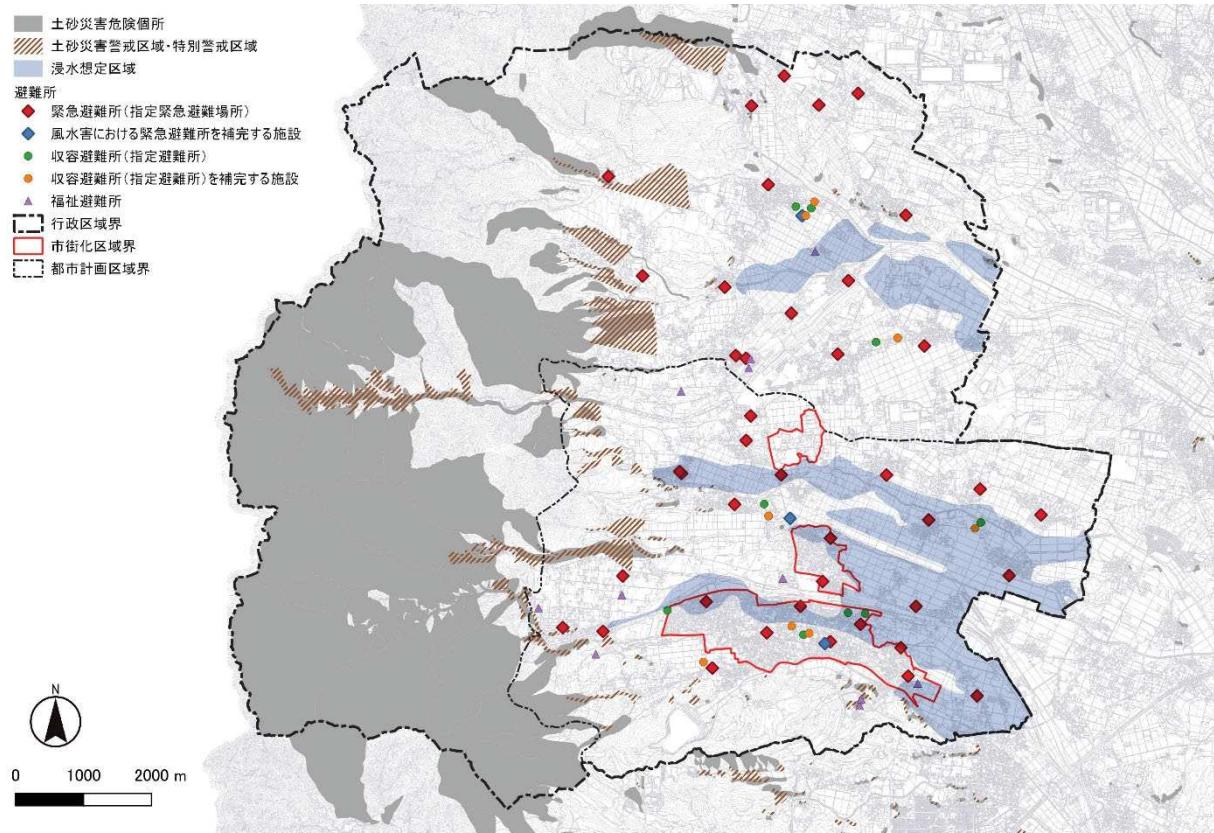


図 1-15 災害リスクエリア・避難所位置図

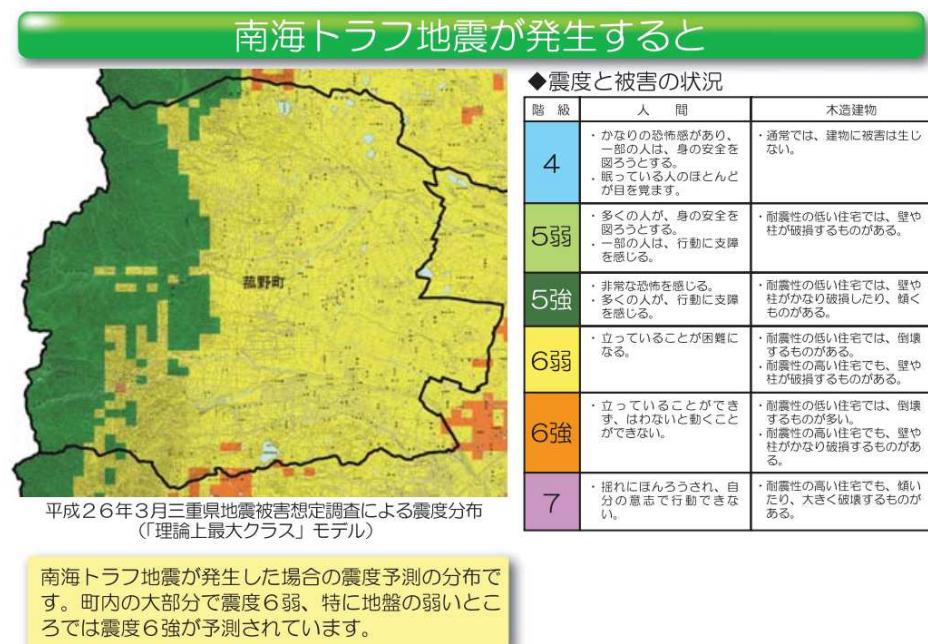


図 1-16 南海トラフ地震による震度予測

資料：菰野町防災マップ

1-3-8 環境

山地、丘陵地、平地といった町の地形の特性に応じた土地利用がなされており、気候も温暖で生活しやすい環境です。特に鈴鹿国定公園や丘陵地に広がる樹林地や、町東部に広がる農地が織りなす自然環境の豊かさは町民の生活に潤いを与えており、町民アンケートでも地域の満足度は「空気や川の水のきれいさ」84.3%、「山、林や田畠などの自然環境」79.8%であり、自然環境について満足していると答えた町民が多くなっています。

農地は農用地等に指定された優良農地を中心に維持・保全が図られていますが、全体としては都市計画区域内を中心に他用途への転用が進行しています。

都市公園については、人口一人当たりの公園面積は5.3m²/人で、県平均の10.2m²/人と比べて低い水準にあります。

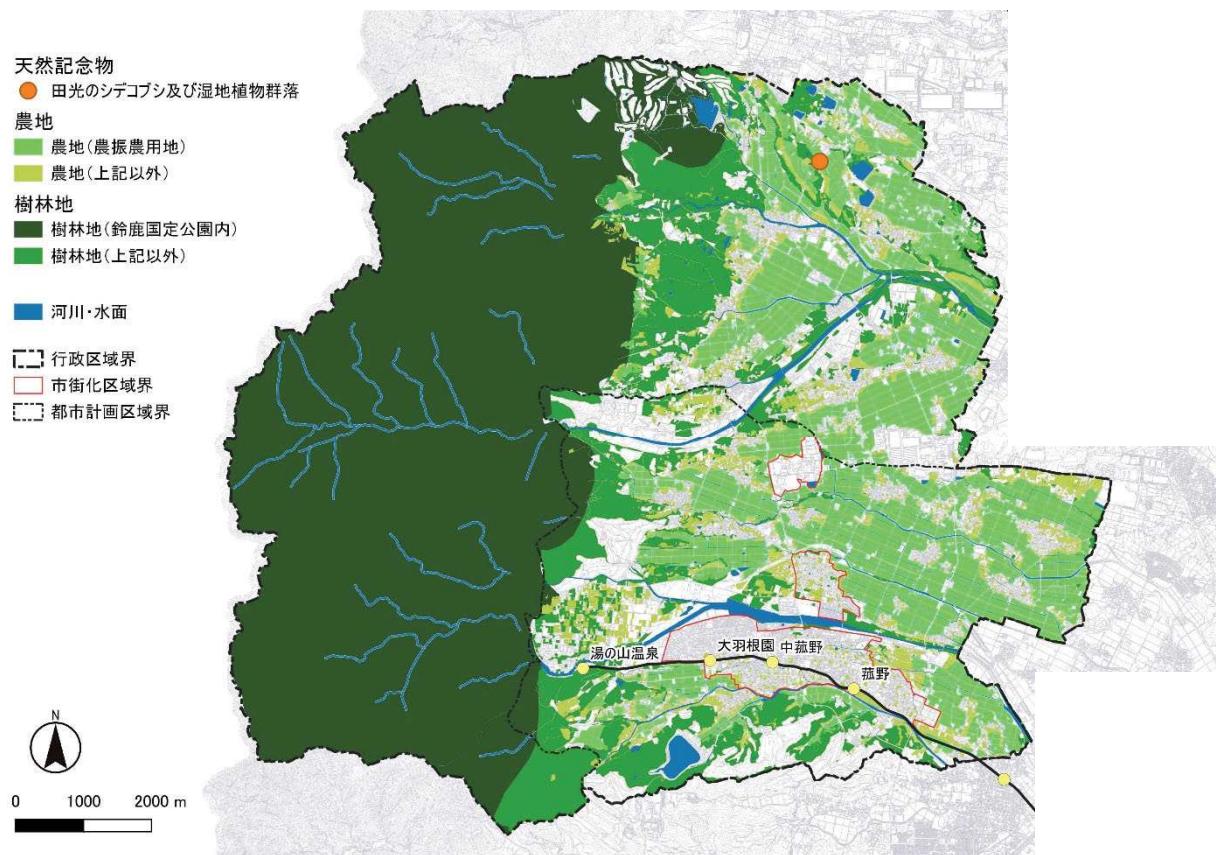


図 1-17 自然環境資源図

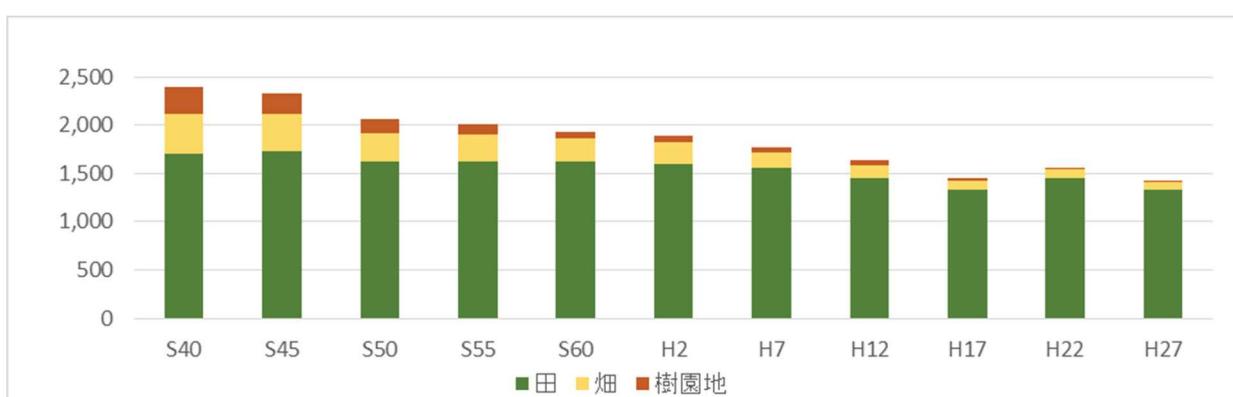


図 1-18 種類別耕地面積の推移 (単位 : ha)

資料：農林業センサス

1-4 今後 20 年間で予測される変化

今後 20 年間で本町のまちづくりにおいて、以下のような変化が起こると予測されます。

1-4-1 人口減少時代への突入

本町の人口は、これまで増加傾向が続いていましたが、菰野町人口ビジョンの推計によると、令和 2 年頃をピークに減少に転じると予測されています。

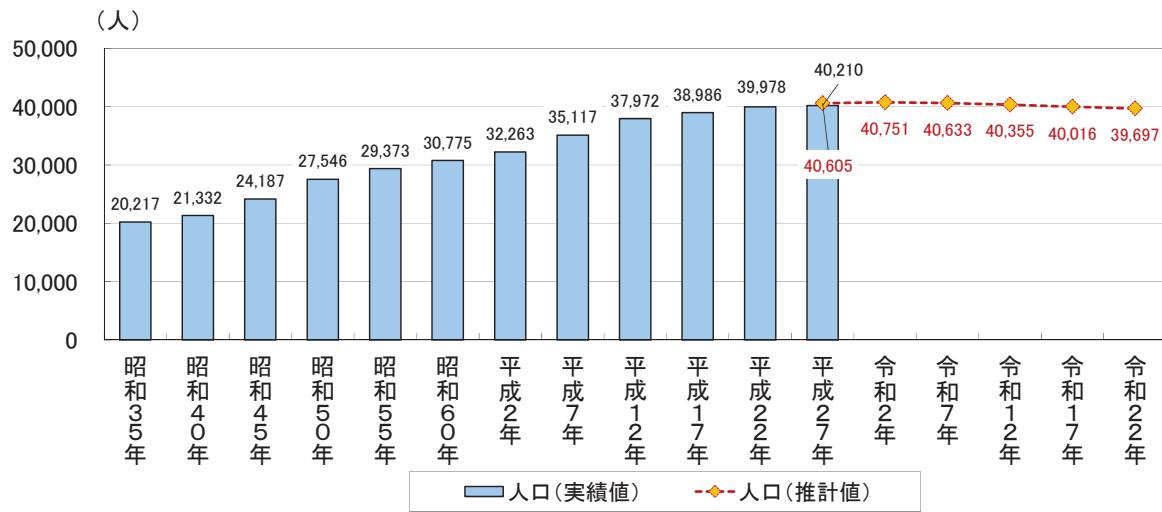


図 1-19 人口の推移

資料：(実績値) 国勢調査、(推計値) 菰野町人口ビジョン

1-4-2 菰野 IC 周辺の市街化が進展（産業系・住居系）

新名神高速道路菰野 IC 周辺地区において、平成 29 年 7 月に土地区画整理組合設立準備会が発足し、市街地整備の検討が進められており、新たな産業集積や定住促進等の効果が期待されています。

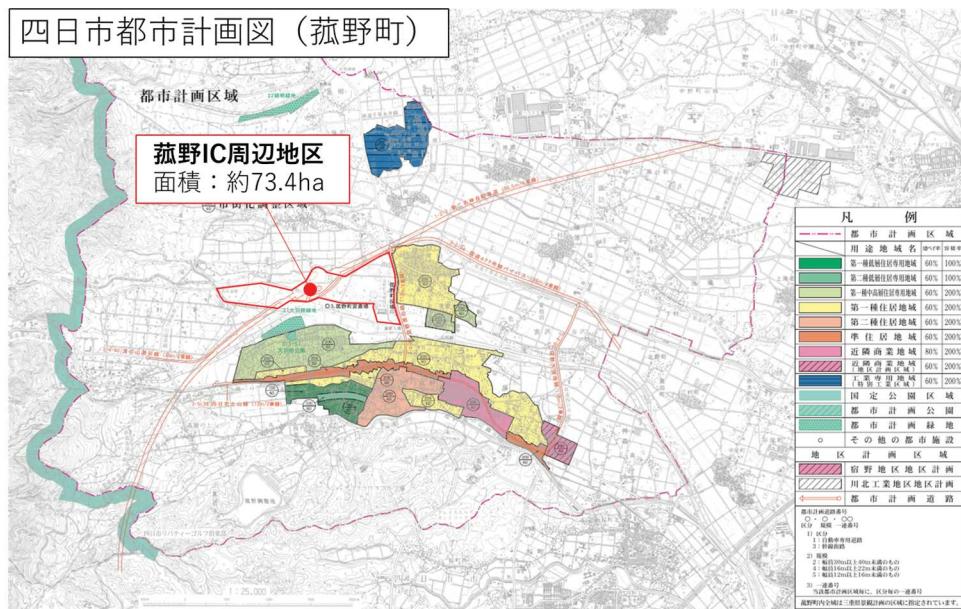


図 1-20 菰野 IC 周辺地区位置図

資料：菰野町資料

1-5 まちづくりの課題

本町を取り巻く社会状況の変化や本町の現状、今後20年間で予測される変化を踏まえ、まちづくりの課題を整理しました。

1-5-1 茜野 IC 開設による波及効果を地域の活力や環境の充実に活かす

- 新名神高速道路茜野 IC周辺における計画的な土地利用・都市機能の誘導による新たな拠点の形成と、町内の各拠点等の機能分担・連携体制の構築を図る必要があります。
- 茜野 IC開設に伴う開発にあたっては、周辺の市街地や集落・自然環境と調和した計画的な土地利用を図る必要があります。
- 茜野 ICの開設に伴う交通の変化に対応するため、効果的な交通環境の整備を図るとともに、公共交通機関が利用しやすい環境の整備等により、鉄道、バス等を中心とした総合的な交通ネットワークを構築する必要があります。
- 新名神高速道路によるアクセス環境の良さを生かし、広域に向けた観光施策の取り組みや産業誘致、ヒト・モノ・資本・情報の交流促進等に向けた環境整備を進める必要があります。

1-5-2 人口減少時代を見据えた持続可能なまちづくり

- 今後予測される人口動向の変化を背景とした、都市の密度や人口構造の変化を踏まえた適正な市街地の規模や配置のあり方の検討とそれに基づく計画的な誘導を図る必要があります。
- 市街地の拡散を防止し、都市をコンパクト化することによって都市交通施設の効率的な活用や、施設間の連携を図る等、環境負荷の小さな都市構造へ転換する必要があります。
- 5つの個別土地利用規制法に基づく土地利用誘導を基本としながらも、計画的な宅地化、産業用地の誘導、農地保全等、地区特性に応じたきめ細やかで計画的な土地利用の実現を図る必要があります。
- 中心となる市街地と点在する集落を有機的に連携する道路等のネットワークの形成を図るとともに、子どもから高齢者までが安全・快適に生活できるための生活道路、公園を整備し、河川整備、下水道整備を推進する必要があります。
- 選択と集中による公共投資の効率化、既存ストックの有効活用や適正管理、新たな公共の概念に基づく多元的な主体による公共サービスの提供を目指す必要があります。
- 町民ニーズの多様化や広域化に対応できるよう、区活動を中心とした地域づくりを発展させる必要があります。
- 定住意向は高い傾向にあり、今後も変わらずに町民に愛されるまちであり続けるための取り組みを推進する必要があります。

1-5-3 豊かな自然、田園環境の保全・活用

- ・ 鈴鹿国定公園の自然環境や景観の保全を図る必要があります。
- ・ 本町らしさを醸し出す優良な農地の環境整備と景観保全を図り、やすらぎとうるおいを育む緑豊かな田園環境を維持・保全する必要があります。
- ・ 町全体を一体の都市として都市的土地区画整理事業の集約化を図り、無秩序な農地転用や宅地開発を抑制することで、自然環境や田園環境の保護を図る必要があります。
- ・ 河川やため池等うるおいが提供される水辺空間や、農地周辺の丘陵部に広がる里山の景観等の保全・整備を図る必要があります。
- ・ 本町の特性を考慮した「低炭素型のまちづくり」、「エネルギーの効率的な利用を考慮したまちづくり」等に取り組む必要があります。

1-5-4 地域に活力を与える産業振興のための基盤づくり

- ・ 地域の活性化や雇用確保のため、菰野 IC 周辺や町内に整備される工業団地等への産業集積を進める必要があります。
- ・ 着地型観光や広域的な誘客を視野に入れた観光振興に取り組むため、観光資源の保全・活用や施設等の整備、交通環境の改善を図る必要があります。
- ・ 人口集積地等における計画的な商業振興を図る必要があります。
- ・ 農業振興のための農地保全と他分野と連携した取り組みを促進する必要があります。

1-5-5 安全安心なまちづくりの推進

- ・ 激甚化する自然災害に備え、減災や安全な避難等を視野に、ハードとソフトを含めた防災まちづくりの推進を図る必要があります。
- ・ 多くの来訪者等が訪れる本町の特性を考慮した防災対策を進める必要があります。

2. まちづくりの基本的な方針

2-1 まちづくりの基本的な考え方

本格的な人口減少時代の突入や、激甚化する災害リスクへの対応等、近年の社会動向の変化を踏まえ、豊かな自然環境の保全・活用を推進するとともに、平成31年3月17日に開通した新名神高速道路と菰野ICによる効果を活かし、産業の活性化や都市基盤整備の推進による住環境の向上等を通じ、今後より一層、活力やふれあいにあふれた魅力あるまちづくりを進める必要があります。

そこで、都市マスタープランにおける将来像及び目標は、第5次菰野町総合計画におけるまちの将来像「自然の中に入々が集う、笑顔と活力のまち 菰野」を基本的な考えとして、人口減少や少子高齢化が本格化するこれからの時代に向かい、確かなまちづくりの歩みにつなげていくため、町の広域的位置づけや現状や課題、町民ニーズ等を踏まえ設定します。

2-2 まちづくりの基本的理念

都市活動の基本となる「人」と、本町の資産であり共生を図るべき「自然」をキーワードに、”町に住む人、働く人、訪れる人”が織りなす豊かでいきいきとした都市生活の実現を目指す現行計画の基本理念を引き継ぎます。

《基本理念の視点》

○「自然」を守ります

豊かな自然・田園環境を守り、かつ地域資源として活用します。

○「人」の活力を生み出します

人が安全かつ安心して暮らし、働く都市を目指し、また少子高齢化への対応を図ります。

○「産業」と「観光」の連携を図ります

田園景観を醸し出す農業等の地場産業と観光の連携による産業振興を図ります。

2-3 まちづくりの将来像

鈴鹿山麓に静かな田園文化を築きながら栄えてきた歴史を承継しつつ、人口減少や少子高齢化の進行による社会的背景や新名神高速道路菰野 IC の開設により、中部圏域における本町の役割を踏まえ、コンパクト+ネットワークにより町民の生活を豊かにし、自然と調和しながら「人・自然・地域を笑顔でつなぐ魅力あふれるまち」を目指し、将来像を設定しました。

「人・自然・地域を笑顔でつなぐ魅力あふれるまち」としていくためには、「安全安心の確保」や「町の有する資源の活用」、「地域経済の活性化」を一層推進し、都市計画区域外を含めたまち全体を有機的に連携させることができます。この結果、住む人だけでなく、本町に訪れる様々な人たちに満足していただけるまちを目指します。

現計画のまちづくりの将来像 「自然と人が共生する田園観光都市」



人・自然・地域を笑顔でつなぐ魅力あふれるまち

2-4 まちづくりの目標

町政運営の基本方針及びまちづくりの基本理念を踏まえ、まちづくりの将来像である「人・自然・地域を笑顔でつなぐ魅力あふれるまち」の実現に向けた5つの目標を設定します。

- [1] 薩野 IC の周辺地域を新都市拠点とした多極ネットワーク型のまちづくり
- [2] 健やかな子育て環境を創出し、暮らしやすさを実感できるまちづくり
- [3] 自然環境に恵まれた、薩野の田園文化を活かしたまちづくり
- [4] 産業の活性化と活発な観光交流を育む活力あるまちづくり
- [5] 人も企業も安心して生活・操業できる安全・安心なまちづくり

[1] 薩野 IC の周辺地域を新都市拠点とした多極ネットワーク型のまちづくり

該当分野：道路・交通、都市構造、都市施設

薩野 IC の開設により、新たな拠点形成や既成市街地の維持・再生等様々な効果を導き出し、町内におけるヒト・モノ・資本・情報の対流を生み出します。

また、コンパクトに人や都市機能が集約された環境を造るとともに、本町においては都市計画区域内だけでなく、都市計画区域外にも広く資源が存在していることから、この対流を促すための地域や資源等を有機的に連携する多極ネットワークを形成し、各拠点等を有機的に結び付け、将来における備えと、生活・産業・観光等のさらなる充実を目指します。

[2] 健やかな子育て環境を創出し、暮らしやすさを実感できるまちづくり

該当分野：土地利用（住宅、商業）、都市構造

今後の人口減少と少子高齢化の進行を見据えた際に誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めるためには、都市機能が適正に配置された居住環境が公共交通ネットワークによって結び付け、車中心の生活から一歩進めた新たな生活スタイルをもたらす環境づくりを緩やかに誘導することが重要です。このため、市街化区域を生活の中心としつつ、市街化調整区域や都市計画区域外に有する様々な人や資源が効率的・効果的に連携しながら、豊かな生活を育むことのできるコンパクト＋ネットワークが形成されたまちを目指します。

市街化調整区域や都市計画区域外については、将来に渡り人口集積がある地域も存在するため、効率的な生活サービスを享受できるよう拠点の強化を進めるとともに、市街化区域で行われる各種サービスや各分野と連携しながら、町内全体で暮らしやすさを実感できるまちの形成を目指します。

[3] 自然環境に恵まれた、菰野の田園文化を活かしたまちづくり

該当分野：土地利用（農業）、都市景観、環境

本町の優れた自然環境は、本町を特徴づける重要な要素であり、古くから町民に親しまれています。森林については、町民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能のほか、生物多様性、林産物の供給等の多面的機能を有しております、適正な維持・管理が求められます。また、農地においても、農地の持つ防災面、癒し等、町民の日常生活に与える様々な要素は、今後さらに重要なものと思われます。

豊かな自然環境が失われないよう保全・管理を促進しつつ、産業の活性化や町内外へ新たな魅力を発信し、本町の田園文化を承継したまちの形成を目指します。

[4] 産業の活性化と活発な観光交流を育む活力あるまちづくり

該当分野：土地利用（工業、観光）、産業

新名神高速道路菰野 IC の開設によるストック効果を発揮するため、菰野 IC 周辺で進められる土地区画整理事業を促進し、産業集積や定住促進を目指すとともに、湯の山温泉をはじめとする鈴鹿国定公園内の観光資源、商業や文化などのほか、多様な交流機能を有するレジャー施設の集客力、経済力を最大限発揮できるまちの形成を目指します。

[5] 人も企業も安心して生活・操業できる安全・安心なまちづくり

該当分野：防災

南海トラフ地震をはじめとした、大規模災害の発生も予想されるなか、減災の観点を強化しつつ、土砂災害等の対策、雨水排水対策、建築物の耐震化等による市街地の防災性の向上を図り、人や企業が安心して生活し、操業できるまちづくりを目指します。

また、人口減少によって防犯等に関する地域の自主的な活動が困難となるため、地域住民等の自助・共助の向上によって、地域コミュニティの活動の維持と活力の向上を目指します。

2-5 将来都市構造

2-5-1 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造とは、本町が目指す都市の姿のことであり、それに基づき個々の方針や施策の展開を図ります。

将来都市構造を構築するには、自然環境の保全や良好な居住空間を創出するためのゾーン形成、都市の活気や賑わいを生み出すための拠点の形成、町内の地域間連携を強化する交通の軸等が必要となります。これらのゾーン・拠点・軸を適正に配置し、本町の将来の都市構造図を示します。

2-5-2 将来都市構造の基本構成

(1) ゾーン

①自然環境ゾーン

鈴鹿国定公園や丘陵地等、主に森林として利用されている地域及び森林としての保全・活用が望ましいと考えられる地域については、自然環境ゾーンとして位置づけ、森林の持つ公益的機能、生物多様性等の多面的機能を活かし、豊かな森林環境の維持・形成を目指します。

②農業・集落ゾーン

町中央部より東側に広がる田園は、本町の貴重な地域資源と言えます。そこで、農地として土地利用がなされている地域は、今後も農業、農村集落としての土地利用が望ましい地域として、農業・集落ゾーンと位置付け、農業環境・集落環境の維持・保全を推進するとともに、無秩序な農地転用等を抑制し、豊かな田園環境の維持・形成を目指します。

③市街地ゾーン

市街化区域、新名神高速道路菰野 IC 周辺、町道千草川北線沿道等、既成市街地や新たな拠点として誘導していく地域については、市街地ゾーンとして位置づけ、都市的土地区画整理事業を推進し、良好な市街地環境の形成を目指します。

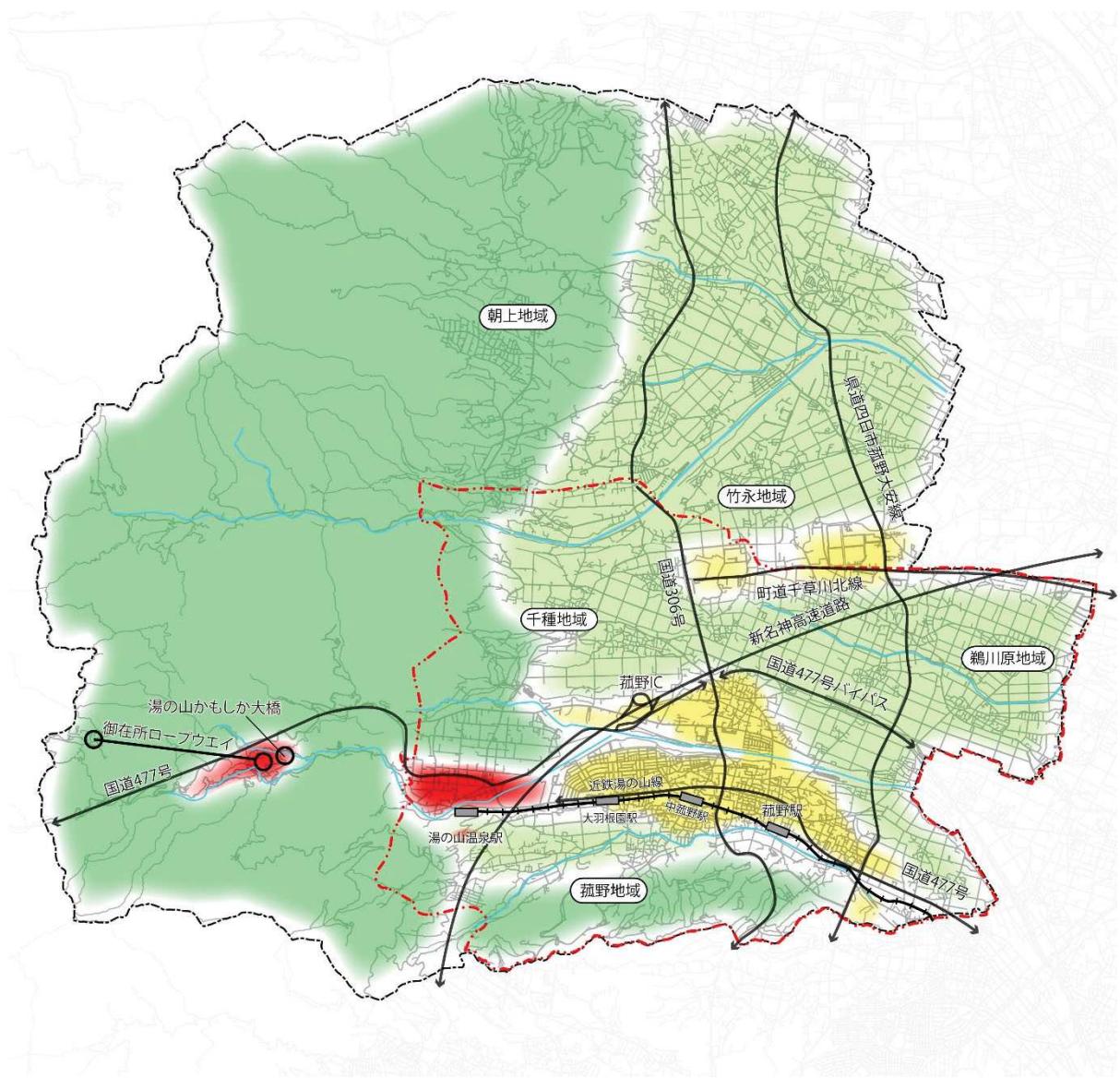
このうち、市街化区域内については、コンパクトなまちづくりの中心として、都市機能や居住機能を公共交通等の誘致圏域等に効果的に誘導するよう努め、将来に渡って高い町民サービスを提供できる質の高い環境づくりを目指します。

また、新名神高速道路菰野 IC 周辺のほか、県道四日市菰野大安線（ミルクロード）沿道や町道千草川北線沿道では、交通アクセス性を活かし、本町の産業集積を図るための工業誘致を目指します。

また、近鉄菰野駅及び湯の山温泉駅周辺においては、超高齢社会における主要な移動を支える重要な結節点として、公共交通の利用増進に資する環境づくりを目指します。

④観光ゾーン

湯の山温泉街周辺及び近鉄湯の山温泉駅周辺については、観光ゾーンとして位置づけ、観光施設等を活かした新たな観光拠点の形成を目指します。



凡 例

- 自然環境ゾーン
- 農業集落ゾーン
- 市街地ゾーン
- 観光ゾーン

- 鉄道
- 主な河川
- 行政区域界
- 都市計画区域界

図 2-1 将来都市構造（ゾーン）

(2) 拠点

①地域拠点

駅周辺は鉄道による公共交通の結節点であるため、既存の既成市街地としての環境を発展・向上し、超高齢社会における主要な移動を支える場となります。そこで、近鉄菰野駅周辺については、商業、業務、文化・交流、居住等の機能の集積を促進し、本町の顔となる地域拠点としての充実を目指します。近鉄湯の山温泉駅は湯の山温泉、御在所ロープウェイ等への観光客の玄関口となっており、今後本町の観光振興を図る上で重要なものと考えられることから、地域拠点と位置づけ、民間の観光交流施設等と一体となった観光地としての魅力と活力の向上を目指します。

さらに、菰野町役場周辺及び朝上地区コミュニティセンター周辺は公共公益施設等が集積され、引き続き公共サービスを中心として日常的に町民生活を支える場として、地域拠点に位置づけ、活性化を目指します。

②新都市拠点

新名神高速道路菰野 IC 周辺は、中部圏のネットワークの軸上にあり、多くの交流機会や産業集積の活発化が期待されます。このことから、菰野町役場を含めた一帯を新都市拠点として位置づけ、土地区画整理事業等による市街地整備を計画的に推進し、商業、業務、流通、住居等の機能の導入を促進し、新たな都市拠点として活性化させることを目指します。

③対流拠点

新都市拠点と地域拠点である近鉄菰野駅周辺と近鉄湯の山温泉駅周辺は、本町の活力を支える中心となる場だけではなく、町内及び町外から新たな対流を創出する拠点になることから、相互に連携しながら、地域の活力向上を目指します。

④工業拠点

町道千草川北線沿道において工業等が集積している千草工業団地と鶴川原地域の川北地区北東部に工業施設等が集積するエリアは、本町の工業拠点として、産業集積を目指します。

また、新名神高速道路菰野 IC 周辺や町道中里東高原線（Ⅱ）と県道四日市菰野大安線（ミルクロード）交差部周辺は、新たな工業拠点として位置づけ、優れた道路環境を活かした産業の活性化を目指します。

⑤商業拠点

国道 477 号宿野交差点周辺及び県道四日市菰野大安線沿道では商業集積が進んでいます。この地域については、快適で利便性の高い町民の暮らしを支える商業拠点として町民へ多様なサービスを供給するための機能充実を目指します。

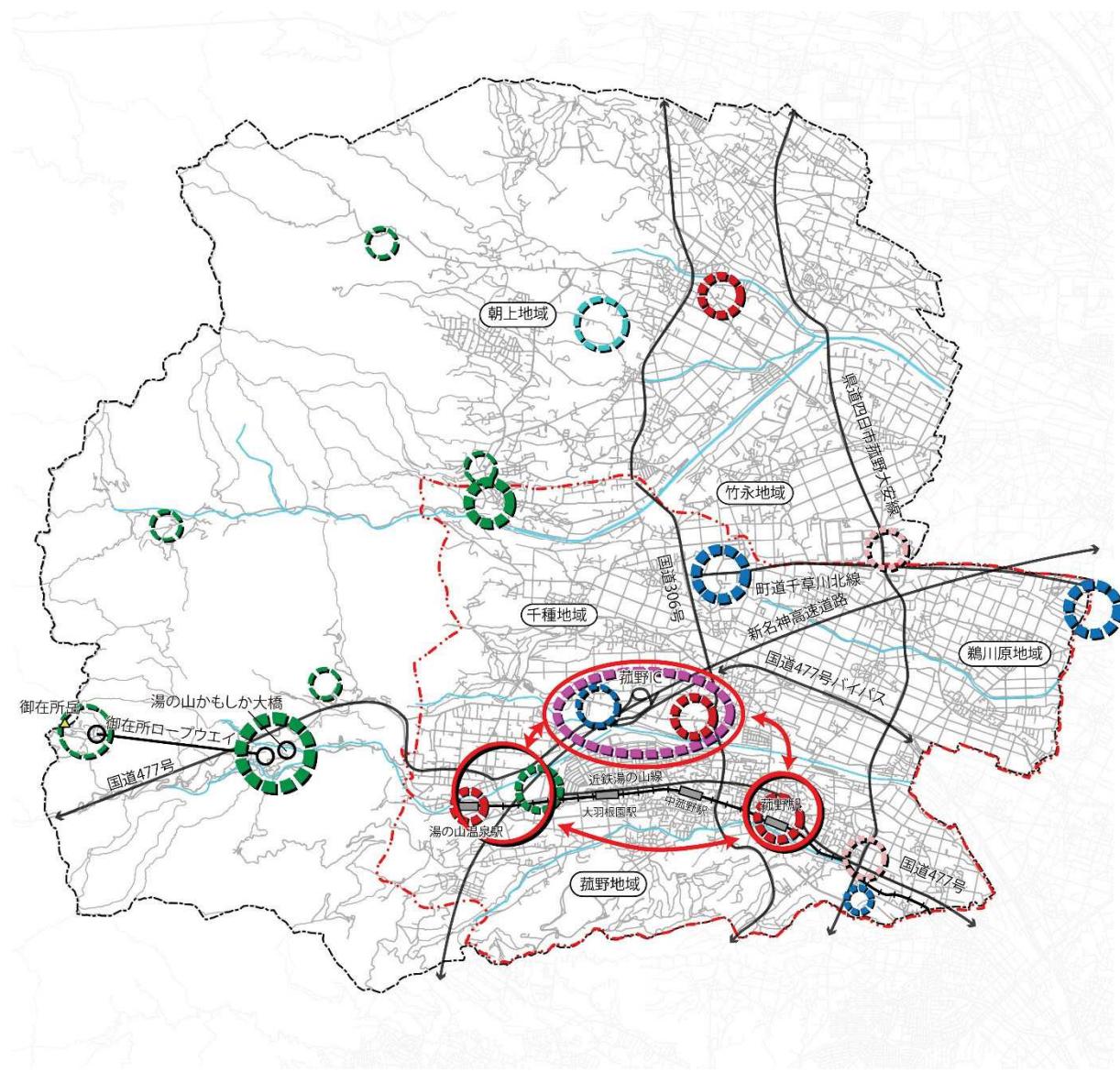
⑥産業拠点

田光・杉谷の山麓部は、周辺の自然環境や居住環境、景観等と調和した産業系の土地利用を促進し、地域産業の活性化を目指します。

⑦観光・レクリエーション拠点

新名神高速道路菰野 IC の開設等に伴い、本町への人の往来機会の増加がより一層期待されることから、湯の山温泉街をはじめ、湯の山かもしか大橋、御在所ロープウェイ、御在所岳、キャンプ場といった鈴鹿国定公園内の観光施設・資源や、三重県民の森、近鉄湯の山温泉駅近郊に立地するレジャー施設を観光・レクリエーション拠点として位置づけ、各拠点の連携と自然環境の保全・活用に配慮した交流と賑わいの場づくりを目指します。

また、町外からの来訪者だけでなく、町民への商業や文化、交流など、賑わいのある場を提供するレジャー施設についても、観光・レクリエーション拠点として位置づけ、町の観光促進を目指します。



凡 例

- 地域拠点
- 新都市拠点
- 新たな対流拠点
- 工業拠点
- 商業拠点
- 産業拠点
- 観光・レクリエーション拠点
- 鉄道
- 主な河川
- 行政区域界
- 都市計画区域界

図 2-2 将来都市構造（拠点）

(3) 軸

①広域連携軸

新名神高速道路は、近畿圏域と中部圏域の都市間を結ぶ広域連携軸として位置づけます。

また、地域間交通の利便性を向上させ、広域都市間における連携強化を目指します。

②地域連携軸

国道 477 号バイパス、国道 306 号、国道 477 号のほか、主要な県道及び町道は、地域連携軸として位置づけつつ、さらなる道路整備を促進することで、地域間における連携強化を目指します。

特に、都市計画道路の整備や、観光シーズン等による交通渋滞の解消や安全面等に配慮した取り組みにより、観光客や地域住民が安心して快適に利用できる交通環境の構築を目指します。

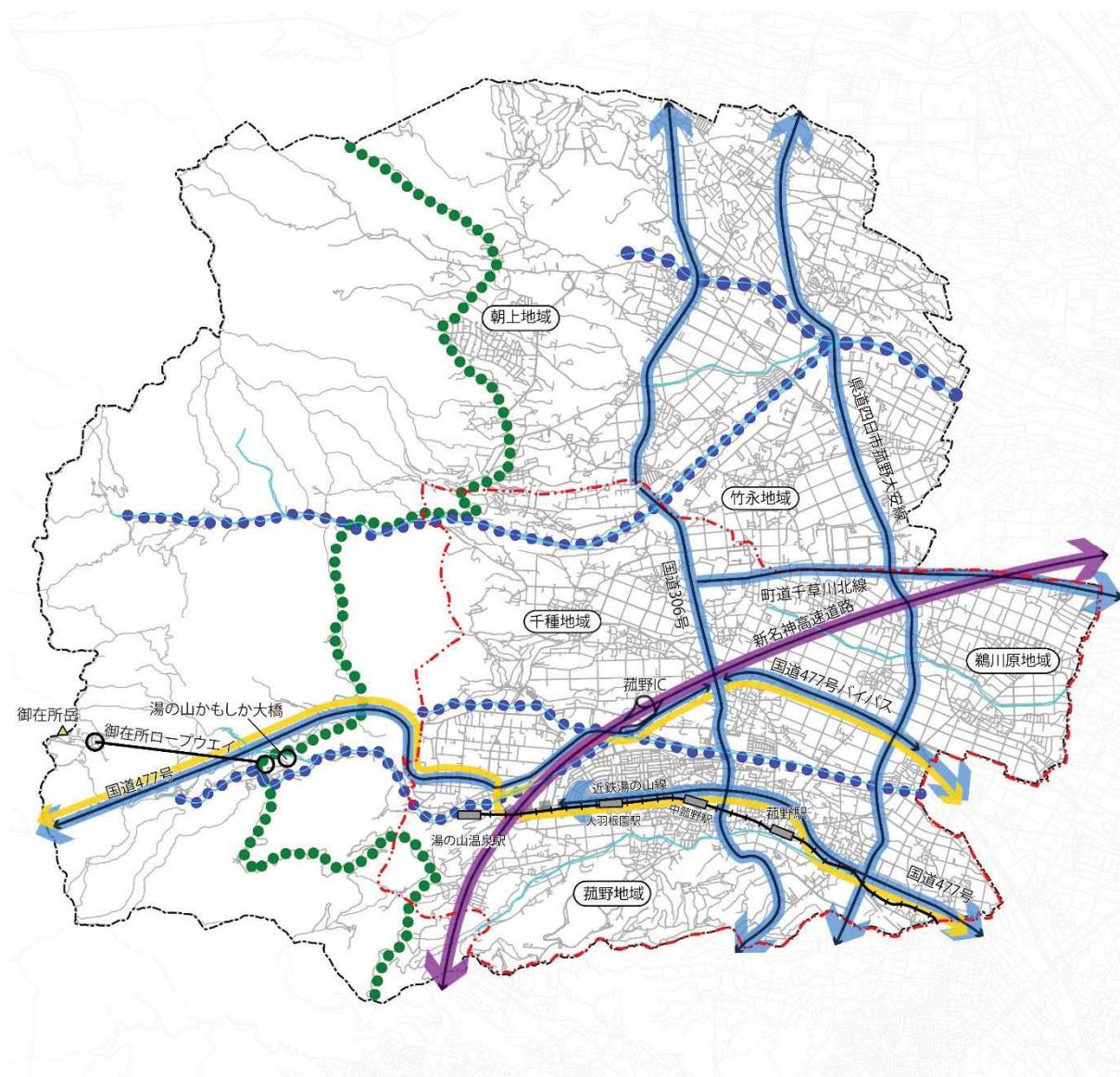
また、近鉄湯の山線は、湯の山温泉等の観光拠点への貴重な公共交通手段であるとともに、町民にとっても通勤・通学等の重要なアクセス手段であることから、近鉄菰野駅等の地域拠点の強化をはじめ、交通結節点となる各駅の持つ可能性を活かしながら、さらなる機能強化を目指します。

③観光交流軸

国道 477 号バイパス及び湯の山温泉に至る国道 477 号は、広域から人が集まる観光の軸であり、円滑なアクセス性の確保と安全な道路環境づくりを目指します。

④自然交流軸（緑の交流軸・水の交流軸）

山麓部の東海自然歩道や河川を自然交流軸と位置づけ、豊かな自然環境を身近に感じることのできる空間形成を図り、自然との交流促進を目指します。



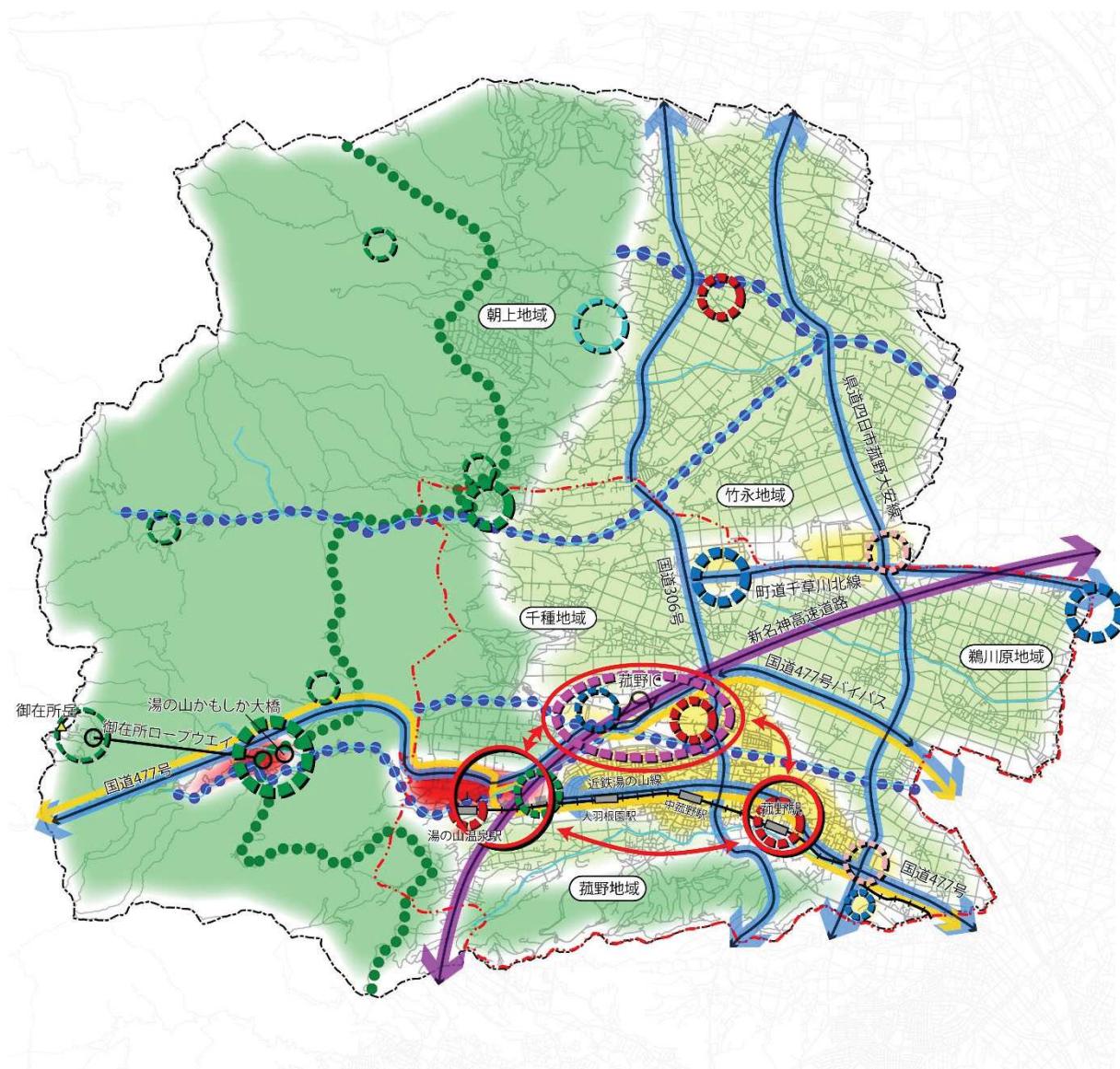
凡 例

- 广域連携軸
- 地域連携軸
- 観光交流軸
- 自然交流軸 (緑の交流軸)
自然交流軸 (水の交流軸)
- 鉄道
- 主な河川
- 行政区域界
- 都市計画区域界

図 2-3 将来都市構造（軸）

(4) 将来都市構造図

本町の将来都市構造を構成するゾーン、拠点、軸を融合した、将来都市構造を以下に示します。



凡 例

自然環境ゾーン	地域拠点	広域連携軸
農業集落ゾーン	新都市拠点	地域連携軸
市街地ゾーン	新たな対流拠点	観光交流軸
観光ゾーン	工業拠点	
鉄道	商業拠点	
主な河川	産業拠点	
行政区画界	観光・レクリエーション拠点	
都市計画区域界		自然交流軸(緑の交流軸)
		自然交流軸(水の交流軸)

図 2-4 将来都市構造図

2-6 将来フレーム

2-6-1 将来人口

本計画の目標年次となる概ね 10 年後の令和 13 年（2031 年）の人口は、令和 12 年～令和 17 年の増加数を考慮し約 40,000 人、世帯数は約 15,000 世帯と考えられます。（菰野町人口ビジョン）

表 2-1 将来人口の推移

	実 績		人口ビジョン			目標年次 令和 13 年
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年 (基準年次)	令和 12 年	令和 17 年	
人口(人)	39,978	40,210	40,751	40,355	40,016	40,287
世帯数(世帯)	13,568	14,423	14,754	14,889	14,906	15,007
世帯人員(人／世帯)	2.95	2.79	2.76	2.71	2.68	2.68

※令和 2 年の世帯人員は平成 22 年～平成 27 年の増減分の平均値を採用し、以降も継続すると仮定

※目標年次の人口は、人口ビジョンによる R12～R17 の年間当たりの増減数を加算

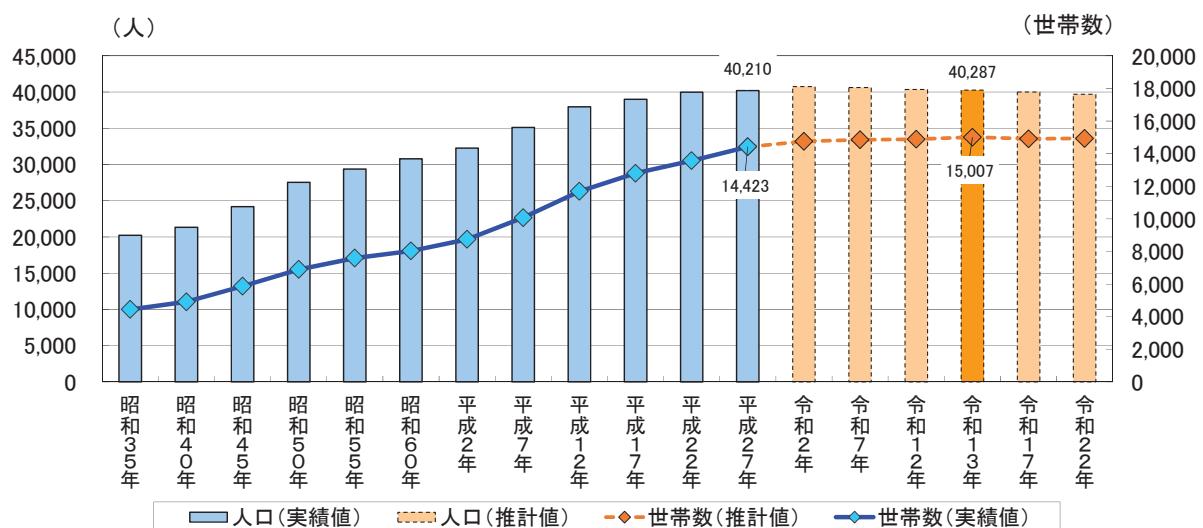


図 2-5 人口及び世帯数の推移

2-6-2 土地利用面積の設定

将来の土地利用について、三重県人口フレーム算定式を用いて市街化区域内の住宅用地面積を、将来の製造品出荷額の予測値から工業用地面積を、将来の年間商品販売額の予測値から商業用地面積を算出しました。

(1) 住宅用地

必要な住宅用地の算定に当たっては、基準年である令和 2 年から目標年次の令和 13 年までの市街化区域内の収容できない人口・世帯数に、1 世帯当たりの敷地面積を乗じて市街化区域内の未利用地の状況を考慮して決定します。

これによると、令和 13 年における既存の市街化区域に収容できない人口は 361 人(135 世帯)と予測され、平成 25 年住宅・土地統計調査における三重県の持ち家の平均敷地面積 294 m²と仮定すると、3.97ha が必要となります。

表 2-2 茚野町人口ビジョンによる将来人口

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2031 年	2035 年
	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 17 年
人口	40,210	40,751	40,633	40,355	40,287	40,016
世帯数	14,423	14,754	14,850	14,889	15,007	14,906
世帯人員	2.79	2.76	2.74	2.71	2.68	2.68

表 2-3 平成 27 年区別人口

行政区域	都市計画区域		
		市街化区域	調整区域
人口	40,210	25,897	14,713
世帯数	14,423	9,412	5,788
世帯人員	2.79	2.75	2.54
		3,624	3.09

表 2-4 令和 2 年区別人口

行政区域	都市計画区域		
		市街化区域	調整区域
人口	40,751	26,245	14,911
世帯数	14,754	9,539	5,866
世帯人員	2.76	2.75	2.54
		3,673	3.09

表 2-5 令和 13 年市街化区域人口・収容可能人口

市街化区域人口(人)	14,741	※令和 13 年人口 × (令和 2 年市街化区域人口 / 令和 2 年人口)
収容可能人口(人)	14,380	※令和 2 年の市街化区域人口 × 四日市都市計画区域の世帯当たり人員の変化率 + 令和 13 年の介在未利用地

表 2-6 既存の市街化区域に収容できない人口・世帯数

既存の市街化区域に収容できない 人口(人)	361	※令和 13 年市街化区域人口 - 令和 13 年収容可能人口
既存の市街化区域に収容できない 世帯数(世帯)	135	※既存の市街化区域に収容できない人口 / 令和 13 年世帯人員

表 2-7 既存の市街化区域における住宅用地の不足面積

既存の市街化区域に収容できない世帯数(世帯)	135	
持ち家 1 戸当たり面積(m ²)	294	※三重県住宅・土地統計調査
既存の市街化区域における住宅用地の不足面積(ha)	3.97	※135 世帯 × 294 m ²

(2) 工業用地

目標年次における将来の工業用地は、平成 20 年～平成 29 年の製造品出荷額の実績値から基準年及び目標年次における必要な工業面積を推計していきます。

これによると、目標年次の令和 13 年では、179,162 百万円となります。これを令和元年の面積あたりの製造品出荷額 565 百万円／ha で除すと 317.1ha となり、令和元年の工業用地面積 279.9ha からの增加分は 37.2ha となります。

このうち、市街化区域の工業系用途地域内の未利用地が 0.3ha となっていることから、これらを除き、新たな工業用地を約 36.9ha とします。

表 2-8 製造品出荷額の推移

単位：百万円								
平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
156,591	132,438	138,748	139,510	144,492	141,087	150,975	158,613	163,354
← 実績値 → (推計値)								
平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
163,354	156,377	158,130	159,883	161,635	163,388	165,141	166,893	168,646
← 実績値 → 推計値								
令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年			
170,398	172,151	173,904	175,656	177,409	179,162			
← 推計値 →								

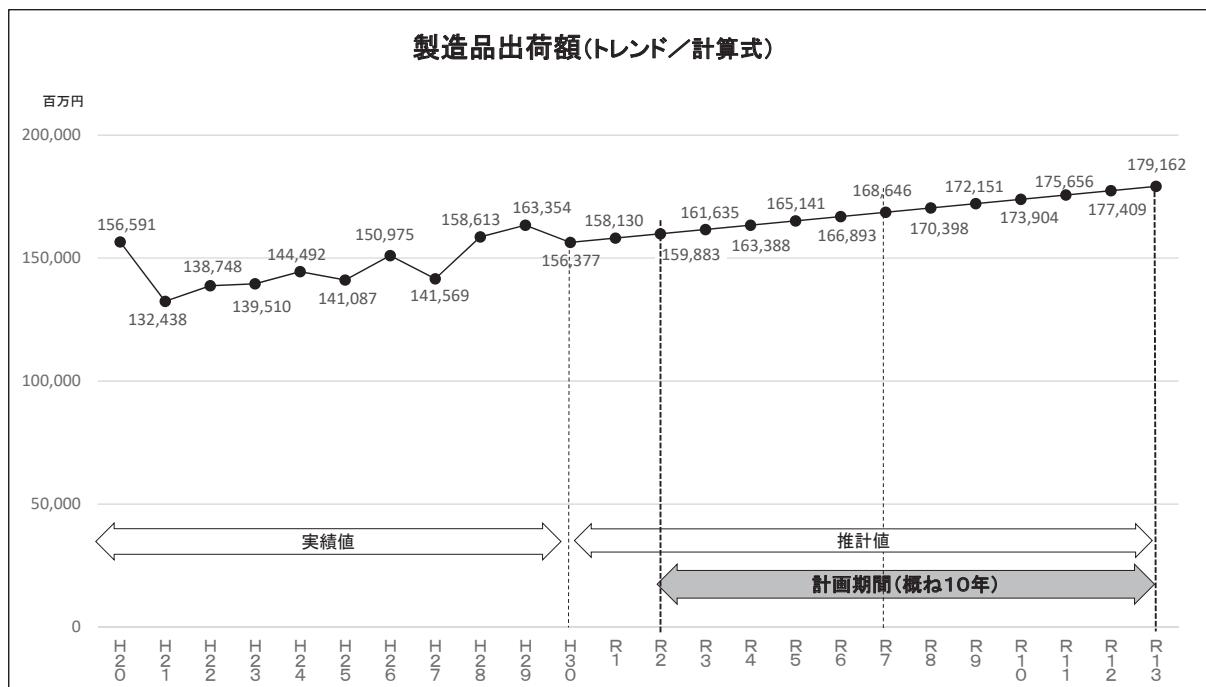


図 2-6 将来製造品出荷額推計

表 2-9 将来工業用地面積

	実 績		目標年次 令和13年	増加分	工業系 用途内 未利用地	将来面積	備考
	平成 20 年	令和元年					
製造品出荷額 (百万円)	156,591	158,130	179,162				
工業用地面積 (ha)		279.9	317.1	37.2	0.3	36.9	令和元年面積当り製造品出荷額 565 百万円／ha

※令和元年の数値は推計による

※令和元年工業用地面積は、平成 30 年度三重県都市計画基礎調査の工業系面積による

(3) 商業用地

目標年次における将来の商業用地は、平成 14 年～平成 26 年の商品販売額（卸・小売業）の実績値から基準年となる令和元年の現行値を推計し、必要な商業用地面積を想定していきます。

なお、同推計では、平成 26 年に大幅な増加（前年比 182%）となるため、今後も増加傾向が続く見通しとなり、目標年次となる令和 13 年には 65,865 百万円（対令和元年比 128%）まで増加する見通しとなります。

目標年次となる令和 13 年の商品販売額を令和元年の面積あたり商品販売額 457 百万円／ha で除すと 144.1ha となり、令和元年の商業用地面積 112.8ha からの増加分は 31.3ha となります。

このうち、市街化区域の商業系用途地域内の未利用地が 2.5ha となっていることから、これらを除き、新たな商業用地を約 28.8ha とします。

表 2-10 商品販売額の推移

単位：百万円

平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	令和元年
40,024	35,413	38,455	30,402	55,500	51,563
実績値					
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
52,755	53,947	55,139	56,330	57,522	58,714
推計値					
令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	
61,098	62,290	63,482	64,673	65,865	
推計値					

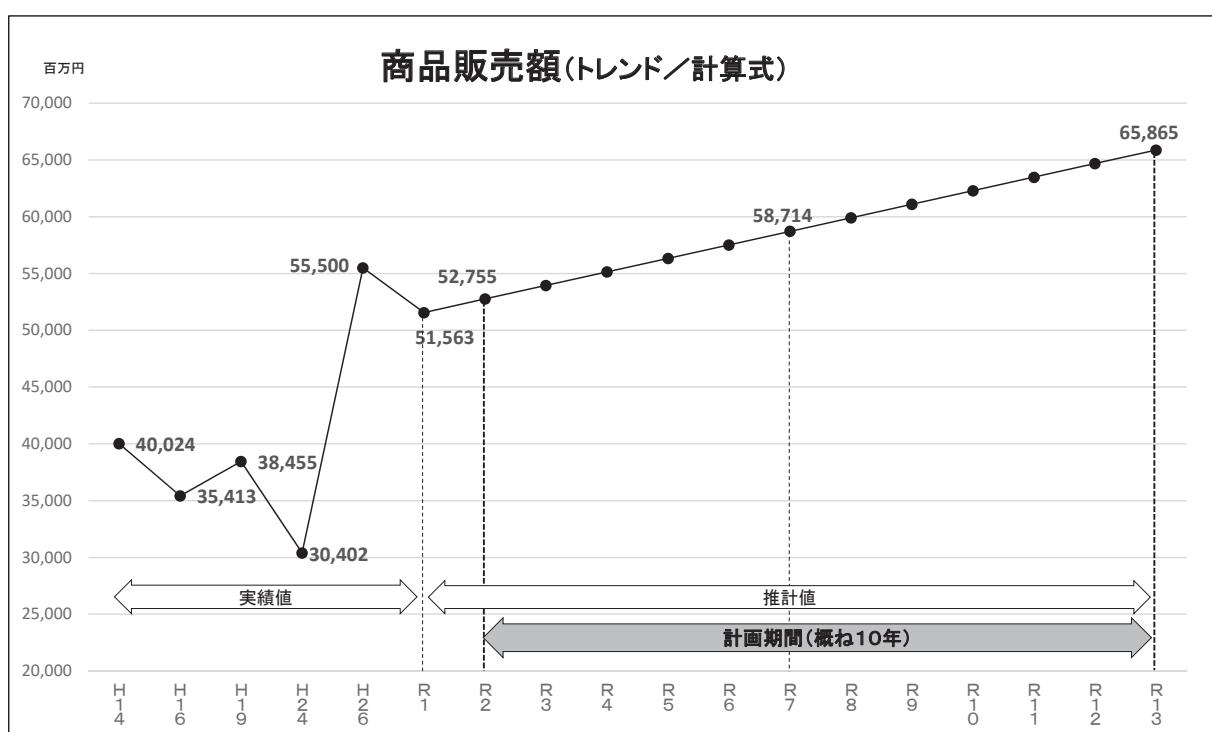


図 2-7 将来商品販売額推計

表 2-11 将来商業用地面積（卸・小売業）

	実 績		目標年次	増加分	商業系 用途内 未利用地	将来面積	備考
	平成 19 年	令和元年	令和 13 年				
商品販売額 (百万円)	33,445	51,563	65,865				
商業用地面積 (ha)		112.8	144.1	31.3	2.5	28.8	面積あたり商品販売額 457 百万円/ha

※令和元年の数値は推計による

※令和元年の商業用地面積は、平成 30 年度三重県都市計画基礎調査の商業系面積による

3 分野別的基本方針

3-1 土地利用の方針

将来都市構造を踏まえ、鈴鹿山脈に広がる森林や丘陵部の緑、平地部の田園、河川やため池においては、豊かな自然環境の保全と無秩序な開発の抑制による計画的な土地利用の誘導に努めます。

また、コンパクトな市街地の形成による持続可能なまちづくりの推進、新名神高速道路菰野ICの状況等、社会動向を見据えた土地利用の誘導に努めます。

(1) 土地利用の方針

①森林エリア

鈴鹿山脈に広がる森林については、生態系や景観、水源の保全・育成、防災機能の確保等の観点から、貴重な緑の保全に努めます。

②山麓エリア

鈴鹿山脈の山麓部及び丘陵部においては、自然環境の保全を図りながら、林業施業、動植物の生息空間及び防災等の多様な役割を担う場としての活用に努めます。

③農業エリア

町の中央部から東部にかけて広がるまとまった農地については、優良な農地として農業生産性向上を促進するとともに、良好な田園景観を有していることから積極的な農地・景観の保全に努めます。

④集落エリア

町の中央部から東部にかけて点在する集落及びその周辺については、既存の集落環境の保全を促進するとともに、集落の維持・活性化に必要な利便施設の設置を誘導し、地域内未利用地を活用して、宅地等へ転換するなど、集落活性化のために有効な土地利用の誘導に努めます。

⑤観光・レクリエーションエリア

湯の山温泉や近鉄湯の山温泉駅周辺は、本町を代表する広域的な集客が期待される観光拠点として、観光施設の充実及び利便性の向上に努めます。また、三重県民の森等、町内に点在する観光・レクリエーション拠点とのネットワークの強化に努めます。

⑥親水エリア

大羽根緑地周辺、朝明緑地周辺、町内に点在するため池については、良好な水辺環境を活かした親水空間として、町民の憩いの場としての整備を促進します。

⑦市街地エリア

○住宅地

既成市街地においては、中密度の住宅地として必要となる道路や公園等の整備を進め居住環境の改善・向上に努めます。また、土地区画整理事業等の手法を活用し、未利用地の整備・改善に努めます。

住宅地においては、周辺環境と調和したゆとりある居住環境の維持・向上を促進します。

○商業地

既存の駅前商店街等では、生活拠点としての機能充実を図るため、既存の商業施設に加え、日常的な購買需要を満たす商業施設等の導入を促進し、地域特性を踏まえた商業地を形成することで、都市基盤の整備に努めます。その際には、空き店舗の利活用に向けた方策も検討します。

既存の大規模商業施設周辺においては、周辺の自然環境や住環境へ配慮し、魅力ある商業空間の維持・形成に努めます。

⑧新市街地エリア

○工業・流通系

新名神高速道路菰野 IC 西側の区域については、新たな産業施設の立地を誘導する地区として位置づけ、土地区画整理事業等の導入により、周辺環境に配慮した工業・流通系での産業基盤の形成を促進します。

○商業・業務・住居系

新名神高速道路菰野 IC 東側の区域については、既存の機能に加え菰野 IC 周辺 1 km 圏という特性を活かし、土地区画整理事業等の導入により、商業系、業務系、住居系等の新たな都市機能の計画的な誘導・配置を促進します。

⑨沿道活用エリア

国道 477 号沿道の県道四日市菰野大安線以東の区間と県道四日市菰野大安線と県道田光四日市線交差点周辺は、歩行者の安全確保や周辺景観に配慮しながら用途に即した沿道サービス施設の立地誘導を促進します。

⑩工業地エリア

町道千草川北線沿道は、千草工業団地、松山工業団地、赤坂工業団地の工業系土地利用が進展していることから、当該道路沿道及びその先線については、周辺環境に配慮した上で、既存工業機能の維持・拡充と新たな工業の誘導を促進します。

町道中里東高原線（Ⅱ）と県道四日市菰野大安線（ミルクロード）交差部周辺では、優れた道路環境を活かして産業を活性化するため、周辺の自然環境や居住環境に配慮した工業系土地利用の誘導を促進します。

⑪産業エリア

田光・杉谷山麓部は、豊かな緑や田園など良好な自然環境を有していることから、周辺環境と調和する新たな産業の誘導を図ります。

②菰野 IC 周辺利活用エリア

菰野町役場西側の区域については、無秩序な宅地化を抑制しつつ、菰野 IC 近接の好立地を生かした計画的な土地利用の誘導に努めます。

(2) 土地利用の規制・誘導に関する方針

①適正な市街地の規模・密度の誘導

今後の人口減少社会を見据え、本町全域を一帯の都市として整備、開発及び保全し、持続可能な都市構造を構築するため、現行の都市計画規制の状況に応じた、適正な市街地の規模・密度が確保できるよう誘導します。

<表 2-5 土地利用の規制・誘導に関する方針>

市街化区域	<p>市街化区域は、住居系、商業系、工業系の用途地域指定による土地利用の規制・誘導がなされています。</p> <p>今後の人団減少に伴う市街地内の低密度化（スポンジ化）の進行を抑制し、市街地としての適切な密度を維持するため、住居系については基本的に市街化区域の拡大は行わず、未利用地の宅地化を促進します。</p> <p>ただし、菰野 IC 周辺等の土地利用転換が想定される地域については、市街化区域編入を前提として土地区画整理事業等の面的な整備手法の導入により計画的な土地利用を促進します。</p>
市街化調整区域	<p>市街化調整区域は、市街化を抑制する区域として主に農地や集落地としての土地利用がなされています。</p> <p>市街化調整区域に拡がる森林・農地については今後とも保全を基本としますが、集落地域の利便性向上や活性化に向け、各種制度等を活用することにより計画的な土地利用を誘導し、集落地区等の維持・活性化を促進します。</p> <p>また、工業系への大規模な土地利用が想定される場合においては、各種制度等を活用し、計画的な企業の立地誘導を促進します。</p>
都市計画区域外	<p>都市計画区域外に拡がる森林や農地については、それぞれが有する多面的機能を踏まえ、今後とも保全を基本とします。</p> <p>また、都市計画区域外の土地利用については、自然公園法や農振法等の個別法が、それぞれの目的に応じて機能していますが、商業系・工業系の市街化動向が見られることから、今後も人口や市街化動向を注視しつつ、三重県等と連携し、都市計画区域への編入や準都市計画区域の指定、または条例等による規制・誘導等、適正な土地利用に努めます。</p>

②低未利用地等の適切な誘導

○地域特性に応じた適切な利用促進

市街地や集落地区内で発生する低未利用地については、宅地等への転用や地域資源としての有効活用を促進します。

また、市街地や集落地区等以外で発生する低未利用地については、地域特性に配慮しつつ、新たな用途への転換や農地・自然への還元など、計画的な土地利用を推進します。

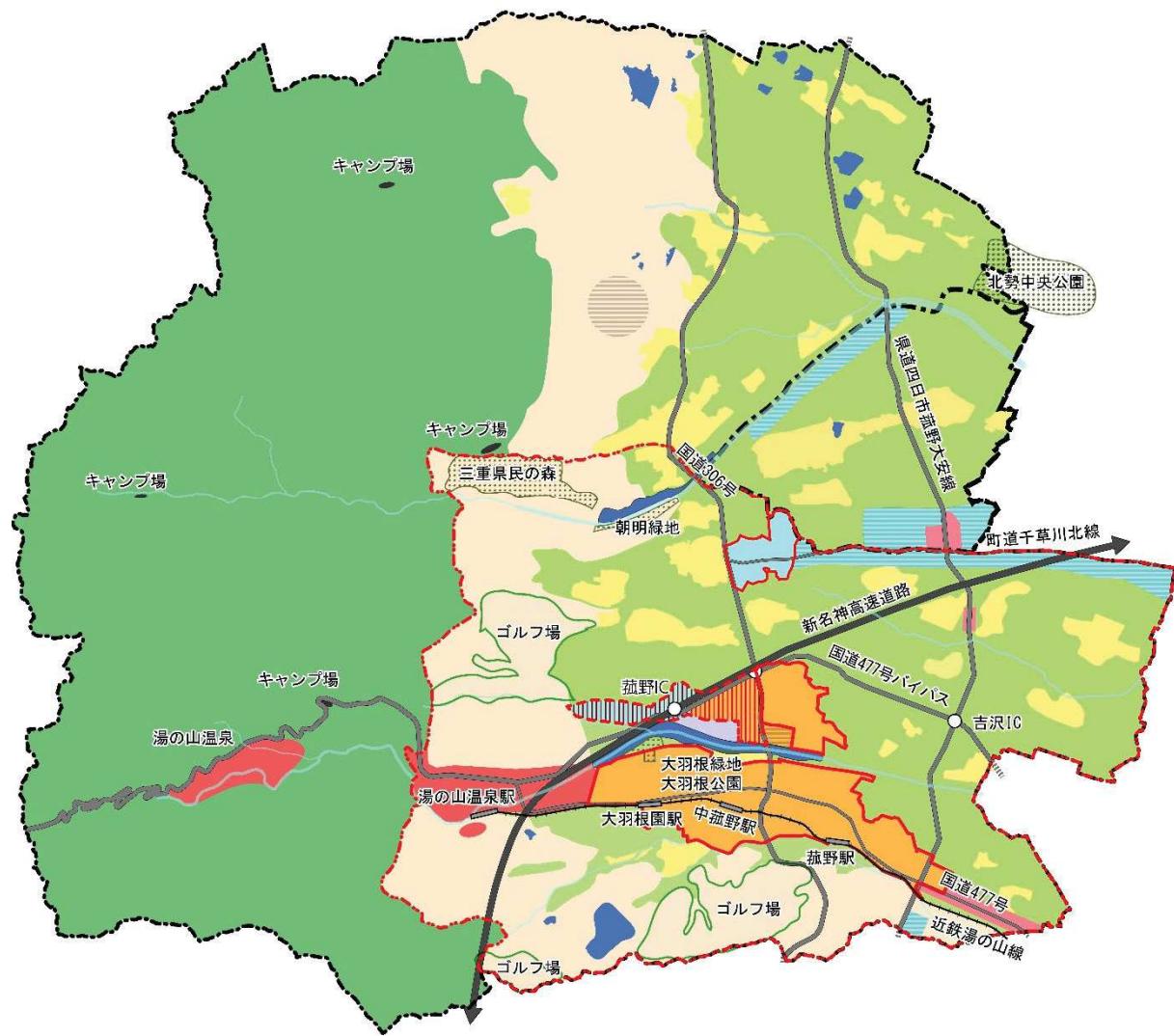
○空家等の管理・利用

菰野町空家等対策計画に基づき、所有者等が自らの責任により適切に管理するために、空家等対策の取り組みに関する情報を広く周知することで適正な管理を促進します。

併せて、周辺に悪影響を及ぼす管理不全空家等に対しては、空家法に基づく実効性のある改善指導を行うことで、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に努めます。

○不法投棄の防止

地域の良好な生活環境を保持するため、地域との連携により、空き地や森林、河川等への不法投棄に対する監視体制の強化に努めるとともに、産業廃棄物処理業者に対しては、関係機関と連携して適正な処理を促進します。



凡 例		
■市街化区域内	■市街化調整区域・都市計画区域外	■共通
■市街地エリア	■森林エリア	■市街化区域界
■工業地エリア (市街化区域)	■山麓エリア	■新市街地エリア
■新市街地エリア	■農業エリア	■都市計画区域界
■市街地エリア (新市街地エリア)	■集落エリア	■行政区域界
■工業地エリア (新市街地エリア)	■産業エリア	
	■沿道活用エリア	
	■観光・レクリエーションエリア	
	■市街地エリア (市街化調整区域・都市計画区域外)	
	■工業地エリア (市街化調整区域・都市計画区域外)	
	■菰野IC周辺利活用エリア	

図3-1 土地利用方針図

3-2 生活環境の充実方針

今後予測される人口動向の変化に備え、将来にわたり地域の人々が安心して暮らし・活動できる環境をつくるため、都市の密度や人口構造の変化を踏まえた適正な市街地の規模や配置の在り方検討とそれに基づく計画的な誘導に努めます。

市街地の拡散を防止し、都市をコンパクト化することによって都市交通施設の効率的な活用や、施設間の連携を図る等、環境負荷の小さな都市構造への転換に努めます。

(1) 生活サービス機能

居住機能や医療・福祉・商業等、町民の暮らしにとって必要な生活サービス機能が適正に配置されることを促すため、民間施設を計画的に誘導するための仕組みづくりを検討します。特に、人口や町民の生活に必要なサービスが集中している市街化区域においては、必要なサービス機能を適切に誘導するための方策について引き続き検討します。

近鉄湯の山線各駅周辺は、超高齢社会における主要な移動を支える重要な結節点となるため、福祉施設や商業施設等の誘導を促進するとともに、駅周辺及びバス停等の環境改善やコミュニティバス等の運行改善を検討します。

市街地や集落内の空き地・空家等の活用を促進し、歩いて暮らせる環境づくりを進めるため、生活サービス機能の立地・誘導を促進します。

町民が安全かつ自由に利用できるよう公共建築物や道路、公園等の公共施設へのユニバーサルデザインの導入に努めます。

(2) 公共公益施設等

公共公益施設、医療・福祉施設、文化施設等の各種施設は、菰野町公共施設等総合管理計画に基づき、多様な公共サービスの提供による利便性を確保しつつ、既存施設の適正な維持管理や長寿命化等により、ライフサイクルコストの低減等に努めます。

学校教育施設については、構造体の長寿命化や内装仕上げ材等の改修、設備更新や必要な防災機能の付加等、建物の安全性確保に努めるとともに、機能性や快適性等、学校生活の場として必要な環境を維持しつつ、社会ニーズに対応した機能の付加に努めます。

施設全般に関しては、人口減少や少子高齢化等を背景とした利用者ニーズの変化等を踏まえ、施設の統廃合や再配置、複合化等の可能性や必要性について引き続き検討します。

施設の環境配慮や省エネルギー化については、ランニングコスト等を勘案しながら、安全性と機能性、効率性の確保に努めます。

(3) 上下水道

①上水道

上水道は、安定した給水を確保するため、順次、老朽化した水道管の更新、整備に努めます。また、非常時における水道水の確保に向けて、施設の耐震診断結果に基づき施設の耐震化を推進します。

②下水道

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設は、河川の水質保全や快適で衛生的な暮らしの確保のため、地域特性を踏まえながら、適切な整備に努めます。

整備済みの公共下水道等の施設については、施設の長寿命化や維持管理コストの効率化のため、定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別処理である浄化槽等についても適切な維持管理の啓発に努めます。

3-3 交通施設の整備方針

新名神高速道路菰野 IC 開設を契機として都市活動を支える広域・地域幹線道路ネットワークの確立に努めるとともに、子どもから高齢者までが安全・快適に生活を送るための道路環境の整備や公共交通網の充実に努めます。

(1) 都市活動を支える体系的な道路網の確立

町内の道路を、高速道路、広域幹線道路、地域幹線道路、生活幹線道路、生活道路の5つに区分した上での段階的、体系的な道路網構成によって、円滑に交通処理できるネットワークの確立に努めます。

また、新名神高速道路菰野 IC の開設に伴う交通の変化と菰野 IC 周辺の土地利用変化に対して適切に対応できる交通体系の構築に努めます。

①広域幹線道路

本町の骨格となり、円滑な交通流動の確保と活性化を支援する広域幹線道路については、近隣都市間との交通を処理し広域的なアクセス機能を高める重要な道路として、関係機関の協力のもと整備を促進します。

②地域幹線道路

本町と周辺の市町とを連絡する地域幹線道路については、歩道整備による安全性及び幅員確保によるアクセス利便性の向上に努めます。

③生活幹線道路

生活幹線道路は、居住地区内と幹線道路とを連絡し、日常的に利用する主要な生活道路としてふさわしい機能の整備に努めます。

新名神高速道路菰野 IC と周辺集落を結ぶアクセス道路の整備を関係機関の協力のもと促進するとともに、観光・レクリエーション拠点へのアクセスや各拠点を結ぶ道路の整備に努めます。

④生活道路

歩行者や自転車の安全性確保のための空間整備や通過車両が進入しにくい工夫を行う等、歩行者専用道路やコミュニティ道路等の整備に努めます。

(2) 安全で快適な道路環境の整備

日常生活を営む上で利用する幹線道路や生活道路を含む各道路については、歩道整備、歩車道分離等により、全ての人が安全で快適な歩行空間の形成に努めます。

①広域幹線道路・地域幹線道路

歩道整備等により、歩行者の利便性の向上を図り、安全で快適な歩行空間の形成に努めます。道路管理者の協力のもと、道路緑化等により環境の保全及び快適性の向上を促進します。

②生活幹線・生活道路

日常的に利用される道路として、ユニバーサルデザイン化等により、安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。また、主要な公共施設を結ぶルートや通学路等についても、歩行空間の整備に努めます。

密集市街地及び既存集落内における狭隘道路については、安全性・快適性の向上のため、建築基準法に基づくセットバックやその他の施策の導入等により、拡幅整備を促進します。

(3) 利用しやすい公共交通の充実

バス、鉄道等の公共交通機関は、日常生活に密着した町民の移動手段であり、交通混雑の解消、省エネルギー、環境負荷の低減といった観点からも、その利便性の向上に努めます。

そのため、コミュニティバスや菰野町のりあいタクシー等による本町に最適な公共交通体系を構築すべく、整備・運用について引き続き検討します。

生活交通の確保の重要な手段である近鉄菰野駅や公共施設、商業施設等を結ぶバス路線を骨格軸と位置付け、当該軸を中心にバス路線の充実を交通事業者の協力のもと促進するとともに、コミュニティバス路線の充実に努めます。また、バス路線の骨格軸周辺は、きめ細やかな公共交通充実エリアとして、バス以外の交通手段との連携・活用により、利用者の利便性向上に努めます。

近鉄菰野駅については、鉄道、バス、タクシー等の発着点となる公共交通の結節点として位置づけ、交通利便性向上のため、誰もが利用しやすい公共交通網の充実に努めます。

①公共サイン計画

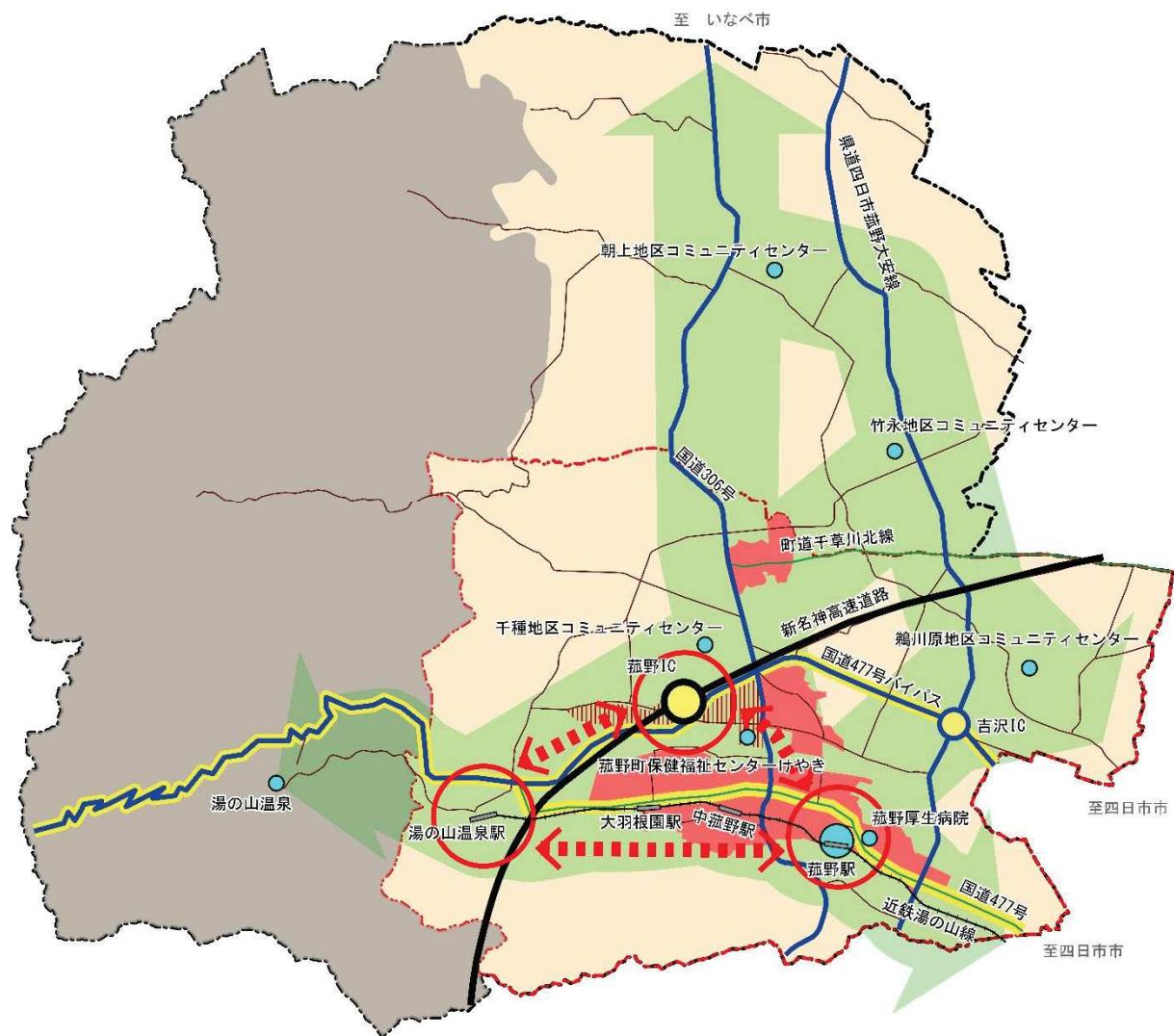
地域住民及び来訪者を含めたあらゆる人々が、目的地に安全かつ円滑に移動できるように道路標識や案内サイン等の充実に努めます。

②新しいモビリティサービスの導入・活用

鉄道、路線バス、コミュニティバス、菰野町のりあいタクシー等が連携し相互の乗り継ぎ利便性向上のため、新しいモビリティサービスの導入を推進します。

(4) 広域交通の増加に対応する総合的な交通対策

新名神高速道路菰野 IC 開設により広域交通網が整備され、観光客の増加が見込まれることから、広域交通の玄関口となる菰野 IC と新たな対流拠点を結ぶ区間については、道路環境の改善のほか、公共交通の充実等による総合的な交通対策により拠点間のアクセス性向上や観光交流軸間の連絡強化に努めます。



凡 例	
■ 高速道路	新たな対流拠点
■ 広域幹線道路	拠点間のアクセス性向上
■ 地域幹線道路	観光交流軸
— 生活幹線道路	公共交通の結節点
- - - 鉄道	バスの骨格軸
	きめ細かな公共交通充実エリア
	市街化区域
	新市街地エリア
	都市計画区域界
	自然公園区域
	行政区界

図 3-2 交通施設の整備方針図

3-4 都市・田園環境の保全方針

本町にとって貴重な資源である鈴鹿山脈の森林や郊外に広がる農地等の豊かな自然と緑の維持・保全に努めるとともに、観光資源や町民の生活に潤いを与える資源として活用に努めます。

(1) 水と緑のネットワークの形成

河川の堤防等の歩道化、道路緑化などの手段により、公園・緑地、東海自然歩道、レクリエーション拠点、河川等を有機的に結び付け、水と緑のネットワークの形成に努めます。特に、親水性を備えた町民に親しまれる水辺空間の形成のため、町管理河川については、施設の老朽化への対応等、現状の施設改善に併せた整備計画を検討するとともに、県管理河川整備を県の協力のもと促進します。

また、町民が安全で快適な生活を営むことができるよう、既存の公園・緑地の維持や更新・拡張により、アメニティの確保、自然環境の保全、都市防災性の向上等に配慮しつつ、水と緑の空間や自然環境とふれあえる場の創出に努めます。

表 3-2 公園・緑地の配置の考え方

種別	機能・役割	町における区域
公園・広場	施設の整備状況や周辺の人口分布、誘致距離や災害時の避難等を考慮しながら、適切な配置・整備に努めます。	・町内に点在する公園・広場 ・北勢中央公園
自然公園等	良好な自然環境や重要な景観要素として、また、自然との親しみ、ふれあいの場として維持・保全に努めます。	・鈴鹿国定公園一帯
田園	新たな都市的開発等を抑制して、田園環境、田園風景の維持・保全に努めます。	・台地・平地部に広がる整備された優良な農地
河川・水辺	親水機能の創出と防災機能の強化を関係機関等との協力のもと促進します。	・朝明川 ・三滝川 ・田光川 ・ため池 等
森林	市街地周辺等に位置する、優れた環境・景観を形成する緑として、まちづくりへの活用に努めます。	・自然公園以外に広がる森林
天然記念物等	貴重な資源として保全・活用に努めます。	・シデコブシ等の天然記念物 ・歴史資源
レクリエーション施設	多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに応えるため、関係機関等の協力のもと、施設の維持・活用を促進します。	・三重県民の森 ・キャンプ場 ・ゴルフ場 等

(2) 自然環境の保全

鈴鹿山脈の豊かな自然、三滝川や朝明川の流れ、平野部に広がる優良農地や集落景観、社寺林や里山といった多様で豊かな自然が育まれた環境は、町の重要な財産であり、町の魅力を高めるものとして、積極的な維持・保全に努めます。

特に、森林、農地の緑は、良好な自然環境を形成する骨格的な緑としての適切な保全と、自然とのふれあいの場等への活用に努めます。

公園や水辺等を活用し、自然の生態系の保護に努めます。

①森林の保全

森林が持つ公益的機能や生物多様性等の多面的機能が維持されるよう森林整備を支援できる体制づくりに努めるとともに、森林資源の有効活用について検討します。

また、豊富な森林資源の維持・管理や木材生産活動等を通じて、林業の持続的な発展に努めます。

②農地の保全

農業の持続的発展と農地の多面的機能を維持、向上させるため、優良農地の保全とともに、農業基盤やため池等、農村環境を承継しつつ、維持、向上できる体制づくりを促進します。さらに取り組みが全町に広がるよう、国、県の支援制度を活用し、施設の長寿命化を促進します。

また、山間部等の農地については、農地の流動化により耕作者の確保に努めるとともに、地域等と連携して、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを促進します。

(3) 公園の適切な配置と緑化の推進

既存公園はレクリエーション拠点としてスポーツを楽しむ場、自然や歴史に親しむ場、憩いの場等、様々な人や目的に対応するため、施設の維持・更新をしつつ、機能を向上させ、地域の特性に応じた公園整備に努めます。

町民誰もが身近に公園を利用できるよう、大規模開発等に合わせた公園整備や、広場・公共施設等の活用を見据えながら、都市公園や都市公園に準じた機能をもつ施設の適正配置を目指し、また、町民や事業者等による維持管理等について検討します。

まちなかの緑の充実と緑豊かで質の高いまちづくりのため、道路等の公共空間の緑化等に努めるとともに、町民や事業者に対して民有地の緑化等を促進するための意識・啓発活動等の取り組みについて検討します。

新名神高速道路菰野 IC周辺等の新たな拠点については、事業者の協力のもと、緑の創出等により自然環境に配慮した開発を促進します。

(4) 良好的な景観の形成

住宅地や工業地等の市街地においては、土地利用や地域毎に異なる特徴的な景観を活かしつつ、周辺環境との調和を考慮した景観整備に努めます。

また、市街地内に残された緑の保全や民地内の緑化を促進するとともに、既存の都市公園や公共空間の緑化に努めます。

①自然公園等

鈴鹿国定公園内の森林は、保全・再生を促進するとともに、散策路や休憩所等の整備や良好な眺めなど、自然公園を訪れた人が豊かな自然景観を楽しめる環境づくりに努めます。

②里山等

集落の周りに田や畠、ため池、森や林等が混在する里山では、町民の協力のもと多様な生物が生息できる環境の保全を促進します。

農林業等による町民の様々な活動を通じて育まれた里山等の景観の維持・保全のため、営農環境の維持・向上や周辺景観に配慮した建築・開発行為等の誘導に努めます。

③田園

主に平地部を中心に広がる農地と集落によって形成されるエリアでは、農用地指定等による農地の保全や、耕作放棄地の活用に向けた取り組みを促進しつつ、周辺景観に配慮した建築・開発行為を誘導して、本町らしさが感じられる田園景観の保全に努めます。

④市街地

宅地が集積する市街地においては、民地内及び公共空間の緑化や、市街地周辺の自然との調和に配慮した建築や開発行為が行われるよう誘導し、自然を感じられる市街地景観の形成に努めます。

⑤新市街地

新名神高速道路菰野 IC 周辺をはじめ、開発が予想される区域については、事業者等の協力のもと、町の新たな玄関口として良好な景観の誘導を促進します。

⑥幹線道路

三重県等の道路管理者の協力のもと、景観に配慮した幹線道路等の整備を促進します。また、新名神高速道路、国道 477 号バイパス、湯の山温泉に至る観光ルート等については、沿道景観の誘導に努めます。

⑦公共施設

公共施設の整備においては、施設相互の一体性に配慮し、周辺環境との調和に考慮したデザインを取り入れ、魅力ある街並みとなるような景観整備に努めます。

⑧観光地

湯の山温泉は、多くの人が集い交流する観光拠点として、温泉街の風情を活かした景観の形成に努めます。

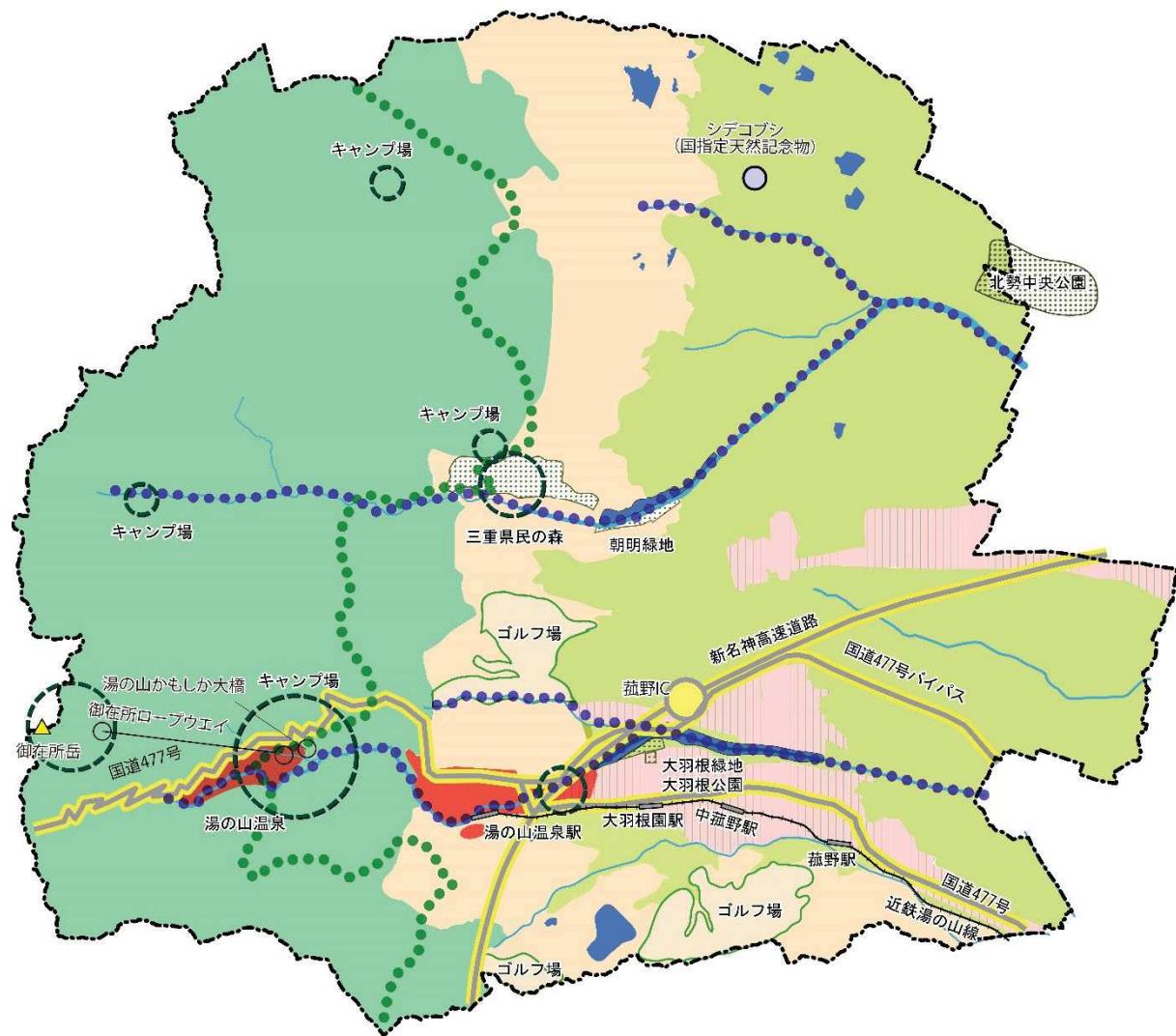
⑨その他

地区特性に応じた景観形成のために、町民や企業をはじめとする協働体制の構築に努めます。

(5) 循環型社会の実現

低炭素社会と持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、当町が主体となるだけでなく、町民や事業者に対し働きかけ、自然エネルギーの活用や省エネルギー化活動等、それぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを促進します。

廃棄物の処理については、自然環境や生活環境に影響が及ばないよう適正な処理能力を維持するため、今後のごみ処理体制の在り方について検討します。



凡　例

■■■ 水と緑のネットワークの形成	■■■ 良好的な景観の形成
○ 観光・レクリエーション拠点	■■■ 自然公園等
●●● 自然交流軸 (緑の交流軸)	■■■ 里山等
●●● 自然交流軸 (水の交流軸)	■■■ 田園
— 主な河川	■■■ 市街地
● 親水エリア・主なため池	■■■ 観光地
■■■ 公園の適切な配置と緑化の推進	— 沿道景観形成路線
■■■ 行政区域界	
■■■ 公園・緑地	

図 3-3 田園環境の保全方針図

3-5 防災まちづくりの方針

風水害や地震による災害発生に備えて、「減災」や「国土強靭化」の視点を踏まえながら、高度な土地利用や充実した都市基盤整備を軸に災害から町民の生命、財産を守ることを基本に、防災性の高い安全なまちづくりを推進します。

(1) 地震・火災対応

広域幹線道路や地域幹線道路等は、緊急時の避難路、延焼遮断帯、物資輸送路としての機能を有していることから、沿道建築物の安全性の向上や延焼遮断機能の拡充等を促進します。

身近な避難所や災害復旧活動の場となる公園、オープンスペースの確保に努めます。また、災害時の避難場所として活用できるよう既存公園の活用、再整備、空地の利用に努めます。

公共施設の整備にあたっては、耐震化や災害時の安全性向上に努めるとともに、災害時における避難所等での電源確保のための分散型エネルギーの導入や、空調設備設置等による衛生面の整備を検討します。

建築物の耐震化・不燃化の推進及び道路・公園等の都市基盤の整備を図り、防災機能の強化に努めます。特に、避難所となる地区の公会所等への連絡道路については、避難路としての安全性の確保に努めます。

狭隘道路については、建築基準法に基づくセットバックやその他の施策の導入等により、拡幅整備を促進します。

都市生活を維持する上で不可欠な上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、関係機関との連携に努め、耐震性の強化等による災害時の供給確保と二次災害の防止に努めます。

(2) 水害対策

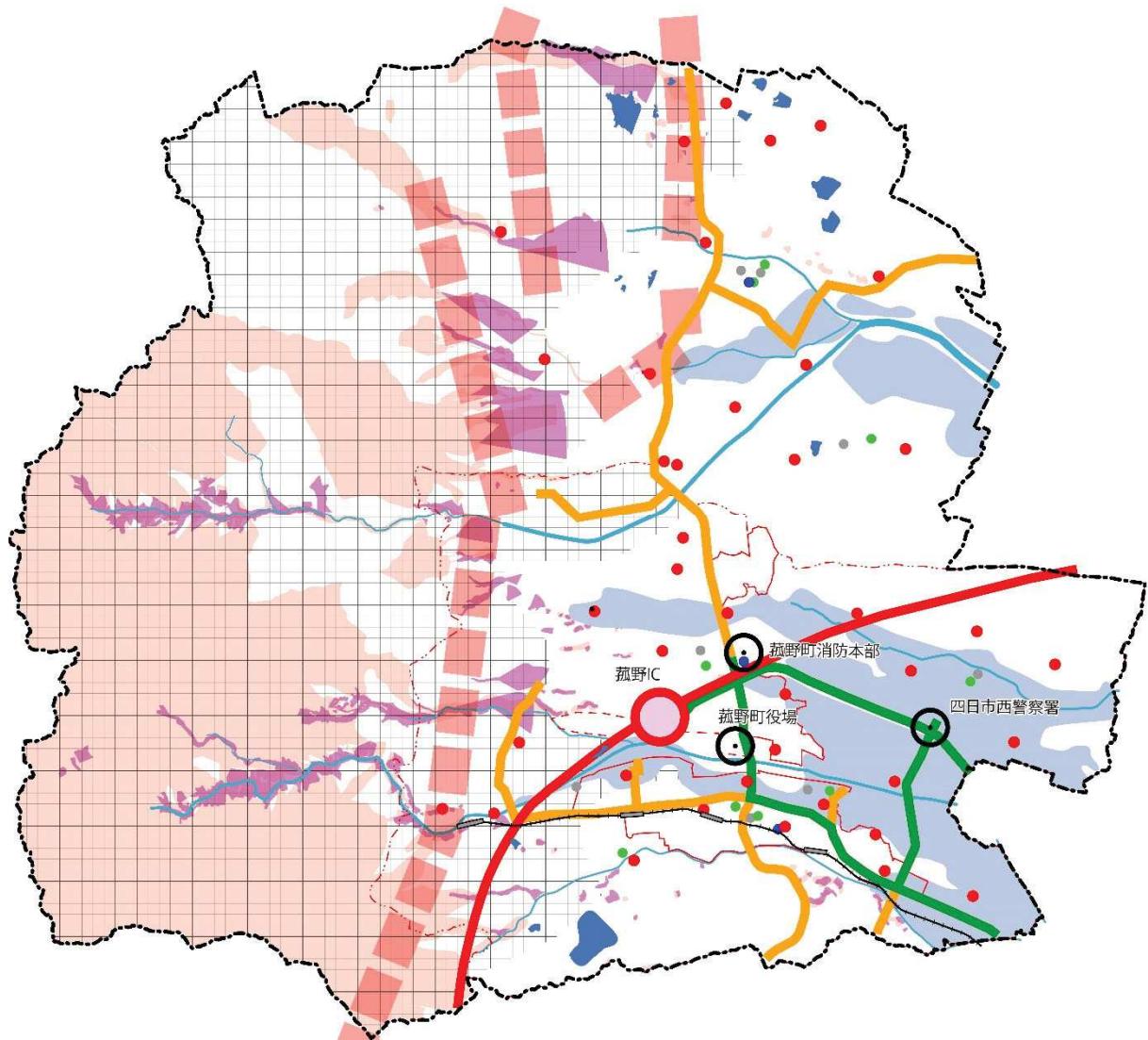
町内を流れる河川における自然災害に備えた治水機能の向上のため、町管理河川については、施設の老朽化への対応など、現状の施設改善に併せた整備計画を検討するとともに、県に対し、県管理河川の整備を積極的に要望します。

既存集落や農地等における都市型水害の発生防止対策として、河川改修や下水道整備だけでなく、道路等での雨水浸透施設の整備、一定規模以上の開発等での雨水流出抑制を含めた治水対策、住宅団地内の再整備や宅地整備協議時の指導等を推進します。

(3) その他の対策

鈴鹿山脈の広大な森林地域等においては、土石流、地滑り、崖崩れ等の土砂災害から町民の生命や財産を守るため、治山・砂防事業を促進するとともに、避難対策の充実、急傾斜地等の監視、緊急時の適切な情報発信に努めます。

築後 100 年以上が経過して老朽化が進むため池については、震災や大雨による決壊の危険性が高まっているため、管理者等の要請に基づき改修を推進するとともに、ため池ハザードマップを活用した防災情報の提供等に努めます。



凡　例

土砂災害危険箇所	第一次緊急輸送道路
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	第二次緊急輸送道路
砂防指定地	第三次緊急輸送道路
浸水リスクエリア	鉄道
ため池	市街化区域界
河川	新市街地エリア
活断層	都市計画区域界
	行政区域界

図 3-4 防災まちづくり方針図

3-6 観光まちづくりの方針

地域資源を活用し、地域内に効果が波及する着地型観光の展開に向け、本町の重要な観光地である湯の山温泉の環境整備に取り組むほか、新名神高速道路菰野 IC の開設を契機としてさらなる観光振興を図るための機能誘導や観光ネットワークの整備に努めます。

(1) 湯の山温泉地区の活性化

古くからの歴史を有し、温泉・保養施設等が集積している湯の山温泉地区については、新たに整備された湯の山かもしか大橋や、御在所ロープウェイ、東海自然歩道等との連携を図りつつ、統一感ある温泉街の街並み景観の形成、空き旅館や空き店舗等の利活用や跡地利用、地域農産物を活用した食の提供により、観光地としての魅力を向上させ、周遊・滞在機能を高めることで、観光拠点としての活性化に努めます。

また、近鉄湯の山温泉駅周辺を湯の山温泉への玄関口として、商業や文化、交流機能等を有するにぎわいの場となるレジャー施設の誘導や連携等により、来訪者が滞在し、楽しめる環境づくりに努めます。

(2) 自然を活かした観光振興

長期間滞在できる受入れの仕組みづくりを地域主体で進めるため、鈴鹿国定公園や里地里山に見られる豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生物多様性等、本町の自然の魅力を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズム、健康やスポーツと組み合わせた観光等を促進し、外部視点や若者視点を取り入れながら、観光資源の発掘、周遊ルートや農林業体験等の体験メニューの創造、発信に努めます。

(3) 広域的な誘客を視野に入れた観光振興を支える機能の誘導

新名神高速道路菰野 IC 周辺をはじめ、近鉄菰野駅及び湯の山温泉駅は、観光客にとって町の玄関口となる重要な結節点であるため、観光案内機能の強化や、交通動線の円滑化、案内板等の充実等に努めます。

新名神高速道路菰野 IC の開設を契機として他の市町と協働で、外国人観光客の誘客も視野に入れた広域観光に取り組むため、商業や文化、交流機能等を有するにぎわいの場となるレジャー施設の整備または立地誘導に努めます。

(4) 観光ネットワークの整備

観光客の利便性や快適性を高めるため、バス事業者に対し、湯の山温泉線のバスのエコ化や路線の延伸を要望します。

観光シーズンにおける自然環境及び観光客と地域住民に配慮した渋滞緩和のため、公共交通の利用促進や、パーク & ライドの運用やマイカー規制等の交通対策に努めます。

災害発生時の避難路等の確保を図り、安全で安心して訪れることのできる観光地づくりに努めます。

町内の観光拠点を結ぶ周遊ルートの形成や、散策ルートの整備等、観光拠点相互のネットワーク化による魅力向上に努めます。

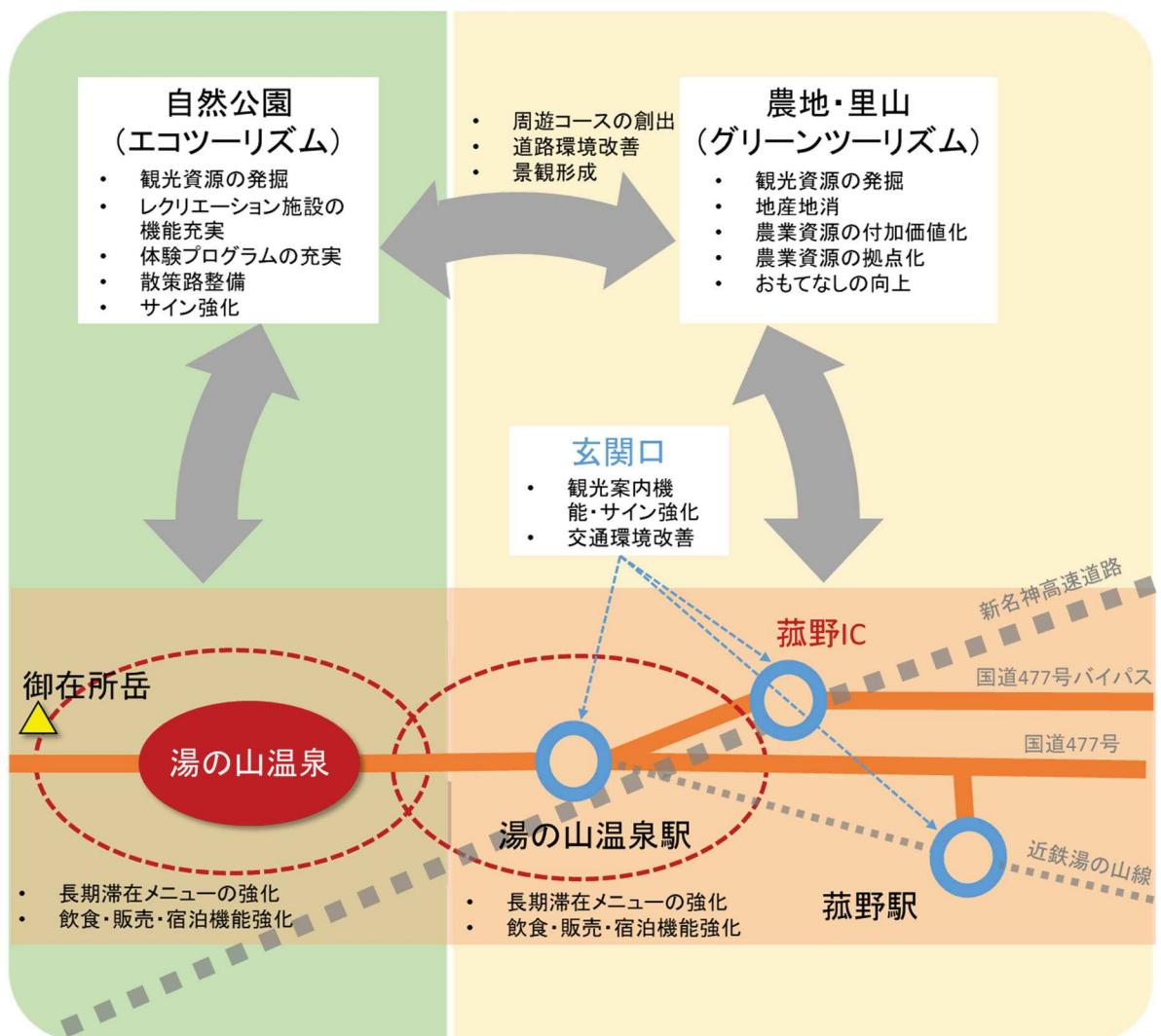


図 3-5 観光まちづくりの方針図（概念図）